

『論
説』

一一・二六事件行動隊裁判研究（一）

松

本

一
郎

- 第一章 序説
 - 一 問題の所在
 - 二 旧陸軍の組織と規律
- 第二章 反乱の謀議
 - 一 反乱の誘因
 - 二 謀議の成立
- 第三章 出動命令
 - 一 步兵第三連隊
 - 二 步兵第一連隊
 - 三 近衛歩兵第三連隊
- 第四章 反乱行為の概要

- 一 反乱罪の成立
- 二 二月二六日午前
- 三 二月二六日午後
- 四 二月二七日
- 五 二月二八日
- 六 二月二九日（以上本号）

- 第五章 訴追
- 第六章 公判審理
- 第七章 判決
- 第八章 結語

第一章 序 説

一 問題の所在

— 本稿は、昭和二一年二月二六日のいわゆる二・二六事件における、東京の反乱実行部隊に対する軍法会議裁判記録（東京地方検察庁保管）に基づいて、反乱行為の経過を明らかにし、かつ、これに対する軍法会議裁判の問題点を検討しようとするとものである。本稿のタイトルは、東京陸軍軍法会議の裁判記録が、反乱実行部隊を「行動隊」と呼んでいることによる。

二・二六事件を管轄する特設軍法会議としての東京陸軍軍法会議には、第一から第五までの五つの公判廷⁽¹⁾が設けられた。行動隊の被告人らは、将校班・下士官甲班・下士官乙班・兵班・湯河原班の五グループに分けられ、将校班は第一、下士官甲班（以下、単に甲班と略記することがある）は第二、下士官乙班（以下、単に乙班と略記することがある）は第三、兵班と湯河原班は別々に第四公判廷において、それぞれ分離して審理・裁判された。しかし、兵班の裁判記録は、関係者のプライバシー保護のために未だに閲覧を許されないので、本稿では、将校班及び下士官甲・乙両班の各裁判記録と、被告人らに対する判決書を検討するにとどまらざるを得なかつた。⁽²⁾

二・二六事件は、天皇を頂点としたヒエラルキイ機構のもと、一糸乱れぬ統制を誇つたはずのわが国の軍隊が、上部機構の意思に反して、特定の政治的目的のために組織ぐるみで動いたという、わが国の政治、軍事史上空前絶後の事件であった。明治一一年には、近衛鎮台砲兵が反乱を起こした、いわゆる竹橋事件があつたが、これは西南の役の恩賞を不満とする事件であつて、政治的目的の事件ではない。また、昭和七年には、海軍士官と陸軍士官候補生が参加したいわゆる五・一五事件が発生したが、これは「軍隊」としての組織的行動ではなく、軍人が個人的に参加したテロ事件に過ぎなかつた。これらに対して、二・二六事件は、一、五〇〇近い兵力を動員して政治権力の中核に迫ったクーデタ未遂事件であり、既発の類似事件とは本質的に性質を異にしていた。

したがつて、この事件において、首謀者たちが軍隊の組織をフルに利用して兵士たちを傘下に取り込んでいった過程は、今日なお研究対象としての価値を失っていないと思われる。さらにまた、軍法会議公判の経過をみると、弁護人不在で非公開の裁判のため、あからさまにそれが論議されることはなかつたものの、興味深い法律問題と事実認定上の問題が浮かび上がつてくる。本稿では、このような観点から行動隊の行動経過とこれに対する法的処理について、考察を試みたいと考える。

二 事件を計画し、実行した蹶起将校らの建前では、これに参加した下士官・兵も、蹶起の趣旨に賛同した「同志」であった。たとえば、リーダーの一人村中孝次は、将校班の第三回公判において、歩兵第一連隊第十一中隊の中隊長代理丹生中尉が下士官に蹶起への参加を呼びかけた際の状況について、次のように述べている。

「其時ノ下士官ノ意氣ハ非常ニ熾烈デ、進ソデ私共ノ蹶起ニ参加スルト云ヒマシタ。中ニハ是非参加ヲ願出タ者モアリマシタガ、残留サセラレタ様デアリマシタ。（中略）私共ハ、平素命令ニヨル兵力使用ニハ絶対反対シテ來マシタガ、コノ丹生中隊ノ状態ヲ見テ、明カニ同志トシテ蹶起スルノデアルトイフ感ジヲ持チ、力強ク思ヒマシタ」

第四回公判で、村中は裁判長と次のような押し問答をする。

〔問〕被告ハ、下士官兵モ同志トシテ起ツタモノデアルト云ッテ居ルガ、果シテ左様カ。

〔答〕下士官兵モ同志トシテ立ッタモノデアリマシテ、此ノ点五・一五事件ト同ジデアリマス。

〔問〕夫レデハ、今回ノ蹶起ハ、統帥命令ノ関係ヲ離レテ、同志トシテ下士官兵モ動イタト云フノカ。

〔答〕左様デアリマス。同志ノ集団デアリマシテ、軍隊トシテデハアリマセン」

〔問〕ソレデハ被告ハ、下士官兵ト雖モ命令ヲ以テ行動シタノデハナイカラ、同ジ罪ヲ負ハネバナラヌト云フノ力。

〔答〕私共ノ行動ハ、屢々述ベタ通り義軍ノ義挙デアリマシテ、悪イコトデハアリマセン。今ノ立場トナッテ、或ル一部ノ者ガ下士官兵ヲ庇フ為、命令デ動カシタト云フ者ガアルカモ知レマセンガ、私ハ命令デ動カシタトハ思ッテ居リマゼン」

確かに、下士官・兵の中にも、将校らと思想を同じくする者が存在した。湯河原の牧野前内大臣襲撃に参加した宇治野時参軍曹と黒澤鶴一等兵（共に歩兵第一連隊）⁽³⁾は、その典型的な例である。しかし、事件で動員された主

要部隊の兵力は、歩兵第三連隊が下士官（准士官・見習医官を含む。以下も同じ）六五名・兵八六四名、歩兵第一連隊が下士官三四名・兵四二八名、近衛歩兵第三連隊が下士官三名・兵五七名、以上合計下士官九二名・兵一、三四九名に達するが、兵のうちの一、〇二七名（七六%）は、實に事件の一ヶ月前に入隊したばかりの初年兵であった。⁽⁴⁾いかに精神教育に励んだとしても、この短期間に一、〇〇〇名もの初年兵に対して、君側の奸を排除し、天皇親政を実現しようという、いわゆる昭和維新の思想を植えつけ得るはずはない。彼らは、毎日の軍隊生活に適応するのが精一杯で、小銃の使い方さえまだおぼつかない新兵だったのである。

近衛歩兵第三連隊の中橋基明中尉は、自らが中隊長代理を務める第七中隊の約半数を率いて事件に参加しているが、彼はその年の一月一一日に同中隊へ着任したばかりであった。これでは、いかに中橋が有能であっても、思想教育を徹底することは無理である。後述のように、彼は齋藤特務曹長の助けを借りることによって、中隊を動かすことができた。また、二九日早朝には、彼の隙を見て、中隊員全員が戦列から離脱してしまった。このような兵たちを「同志」と呼ぶことは、無理がある。

村中の主張は、後に正真正銘の「同志」であるはずの将校からも裏切られる。清原康平少尉（歩兵第三連隊第三中隊週番士官）は、第一六回公判における尋問の冒頭で、「私ハ他ノ蹶起将校ト立場ヲ異ニシテ居リマスノデ、同志ト云フ言葉ヲ用ヒマセゾ」と断つた上、事件への参加は週番司令安藤大尉の命令によるものであり、また中隊の下士官兵を参加させたのは、週番士官としての命令によつたと述べ、鈴木金次郎少尉（同連隊第十中隊週番士官）も同様の供述をしている（第一七回公判）。

蹶起将校の中核の一人であった安藤輝三大尉（同連隊第六中隊長）は、身銭を切つても兵隊の面倒を見るという部下思いの人物で、兵たちの尊敬と信頼を一身に集めていた。しかし、その安藤でさえも、事件当日兵に対しても

は、靖国神社参拝という名目で出動を命じている。もともと彼は、「靖国神社に向かって行くと言つた。行くべき方向を示したのみで、参拝に行くとは言つていない」と述べる（第一二回公判）。しかし、安藤が兵たちに向かって、鈴木侍従長を殺しに行くことに同意するかと尋ねた事実がない以上、これは彼の強弁に過ぎない。また、前述の中橋中尉は、出発に当たつて、兵には明治神宮参拝と称している。後に、下士官の中からでさえも、「将校にだまされた」と恨む者が出てくるやえんである（荒木直太郎・憲兵調書、奥山経治・乙班第八回公判等）。

いかに村中が強弁しようとも、下士官・兵のすべてを「同志」と呼ぶことはできない。とくにこのことは、兵についてあてはまる。連日の激しい訓練で死んだように眠っていた彼らは、非常呼集でたき起こされ、何が何か判らないまま營外に連れ出されている。とても自らの置かれた状況を、的確に判断できる状態ではなかつた。そもそも軍隊とは、そのような状況判断を兵士に許す場ではない。彼らは、上官の一方的な命令によつて動かされる、将棋の駒のような存在に過ぎないのである。

そこで、この軍隊における命令と服従の関係を法的にどう考えるべきか、また、違法な命令に対しても服従義務があるのか、という問題が提起される。これは、下士官班・兵班の裁判官を悩ました法律問題であつた。

三 では、将校の一方的な命令が下達されれば、兵はいつ、いかなる場合であつても、命ぜられるままロボットさながらに行動するものであろうか。答は、否である。兵営生活で兵士を直接掌握しているのは、将校ではなく下士官であつた。その下士官を動かさない限り、実際には兵は動かない。

旧陸軍の現役兵の大半は、明治二二年法律第一号徵兵令、次いで昭和二年法律第四七号兵役法によつて徵集された青年男子であつた。彼らは、二十歳になると徵兵検査を受けさせられ、兵役に耐えられない病弱の者を除いては、二年間の兵役を義務づけられた（国民皆兵）。この国民兵を直接掌握し、指導して一人前の兵士に仕立て上げる

役割を担つたのは、二四時間彼らと生活を共にし、その行動を規律する下士官であった。将校（士官）は、兵隊を指揮・統率し、命令を下す権限を有するが、直接彼らと生活を共にすることはない。したがつて、建前はともかく、事実上兵隊の生活・行動を支配するのは下士官であった。いかに将校が命令しても、媒介者たる下士官が動かない限りは、実際に兵隊を動かすことはできなかつたといわれる。この意味で、二・二六事件で下士官の果たした役割は、きわめて大きかつたといえる。

そこで問題となるのが、蹶起将校と参加下士官の関係である。もちろん、下士官にとつても将校は上官であるから、その命令は重い。しかし、下士官も幹部の一員であり、兵と違つて状況判断の能力を備えている。しかも、彼らの中には、駆け出しの将校よりもはるかに軍隊経験の豊富な者が少なくない。したがつて、形式的な命令服従の関係だけで将校と下士官との関係を律することはできない。命令は、下士官にとつても納得できる内容のものでなければならず、さらに何よりも、将校と下士官の間に人間的、心情的な連帶意識が通つていなければならぬ。安藤は、この点について、第一二回公判で次のように述べる。

「……コノ下士官ニ対スル命令モ形式デアリマシテ、實質ハ同志デアリマス。私ハ、コノ形式ガ命令デ實質ガ同志デアルト云フノガ、軍隊ノ理想的ナモノト考ヘテ居リマス。コノ意味ニ於テ本件決行ニ付テハ、下士官兵モ同志デアルト自惚レテ居タノデアリマス」

反乱参加下士官九四名（近衛師団司令部の大江曹長と湯河原襲撃の宇治野軍曹を含む）中七五名（八〇%）が起訴されたことは、検察官がこの将校・下士官間の同志的友情を重視したことによるものであろう。予審官の尋問調書をみると、参加下士官に対する取調べの最大のポイントは、反乱参加が自主的な意思決定によるものであつたかどうかという点にあつたことが窺える。

もちろん、将校、とくに中隊長のような直属上官と下士官が、上命下服の関係にあることも無視することはできない。後述のように、旧軍隊では、上官の命令はすなわち天皇の命令として、これに絶対に服従することが求められていた。法廷に立たされた下士官たちは、反乱参加が命令によるものであったことを強調し、ときには裁判官と激しい議論を交わしている。

このようにして、下士官班の裁判では、被告人の事件への参加が命令によるものだったのか、それとも、自主的な参加だったのかという問題が、事実認定上の最大の争点となつたのである。

二 旧陸軍の組織と規律

1 旧陸軍の組織

本項では、事件における下士官・兵の行動を理解するための一助として、平時における旧陸軍の組織と、旧陸軍で強調された命令服従の原則について概観することとする。

一 陸軍の平時における最大の単位は、師団である。師団とは、独立して行動し、作戦できる最小の戦略単位をいう。昭和二一年（一九三六年）改訂の陸軍平時編制によると⁽⁵⁾、一師団は歩兵四連隊（二連隊で一歩兵旅団を編制）、騎兵一連隊、砲兵一連隊、その他の支援部隊で編制されるのが通常であり、兵員数は約一万二、〇〇〇名であった。師団の数は一七で、全国各地（朝鮮を含む）に配備され、ほかに台湾に駐屯する台湾軍、満洲国に駐屯する関東軍などがあった。ちなみに、当時関東軍には、日本内地の二個師団が交代で派遣されることになつており、

昭和二年三月には第一師団が渡満した。この第一師団の満洲派遣計画が二・二六事件の引き金となつたことは、後にみるとおりである。

東京に置かれた師団には、天皇親衛隊ともいべき近衛師団と、第一師団があつた。近衛師団管下の歩兵連隊には、近衛歩兵第一ないし第四連隊があり、いずれも東京市内に駐屯し、交代で皇居の警護に就いた。第一師団管下の歩兵四個連隊のうち、東京市内に配備された部隊は、歩兵第一連隊（赤坂、現在の防衛庁所在地）と歩兵第三連隊（麻布、現在の東京大学生産技術研究所の所在地）であつた。

連隊とは、その兵種本来の戦闘能力を發揮させるための戦術単位である。兵営は、通常連隊単位で設置された。前記陸軍平時編制によると、歩兵連隊（連隊長の階級は、通常大佐）は、三大隊（大隊長は、通常少佐）と歩兵砲隊で編制され、各大隊は三中隊と機関銃隊で構成される。一個中隊は一六〇名、機関銃隊は一〇四名の編制であり、歩兵一個連隊は合計一、九九六名の編制と定められていた。ただ本件発生当時、第一師団は翌月に迫つた満洲派遣に焦点を合わせて、とくに機関銃隊の兵員を増やしていくようであり、歩兵第一、第三連隊ともその数は二八〇名を超えていた。⁽⁶⁾

二 中隊とは、中隊長を中心とする基礎的な戦闘単位であり、下士官・兵は、この中隊単位で生活を共にし、かつ、教育訓練を受ける。陸軍軍隊における連隊長以下の各官の職責と兵営内の生活（これを内務といつた）を規律する軍隊内務書（昭和九年軍令陸第九号⁽⁷⁾）の綱領三には、「兵営ハ苦樂ヲ共ニシ、死生ヲ同ウスル軍人ノ家庭」と記しているが、より具体的には、この中隊こそが「軍人ノ家庭」であった。

中隊長には、通常大尉の階級にある者が任せられる。中隊長は、「中隊ヲ統率シ、軍紀ヲ振作シ、風紀ヲ肅正シ、部下教育訓練」の責任を負う（軍隊内務書第二一）。すなわち、中隊長は、戦闘員である下士官・兵を直接掌握する

責任と権限を有しており、下士官・兵からいえば、中隊長が直近の直属上官である。これに対して、連隊長・大隊長は、下士官・兵の直属上官ではあるが、その関係は間接的であり、下士官・兵への指揮は中隊長に対する命令を経由して行われる。「中隊長が連隊長の命令に服従する意志がないばあいには、連隊はその中隊の一兵をも自己の意志にしたがわせる力がない」のである。⁽⁸⁾ここに、後にみるよう、「反乱軍に参加した下士官・兵が、直属上官たる連隊長・大隊長の原隊復帰の説得に応じなかつた一因があつた。

中隊には、中隊長のスタッフとして、数名の中隊付中少尉があり、中隊長を補佐して兵の教育訓練に当たつた。彼らは、兵たちから教官と呼ばれていた。しかし、いわばラインとして中隊長の命令を受けて日常業務に従事し、かつ、兵を直接指導監督する下級幹部は、准士官と下士官であつた。中隊には、通常二名の准士官と、十数名の下士官が配属されていた。准士官とは、特務曹長の階級にある者であり（後に准尉と改称された）、下士官には、曹長、軍曹、伍長の三階級があつた。准士官と曹長は、中隊の総括的な日常業務（庶務・人事・経理・兵器管理など）を担当した。

中隊の兵は、約三〇名の単位で数個の内務班を構成する。本件発生当時の歩兵第一、第三連隊では、各中隊に五つの内務班があつた。各内務班には数名の軍曹・伍長が配置され、先任軍曹が班長となつた。兵は、この内務班単位で起居し、班長と班付下士官の指導の下で教育訓練を受けた。もつとも、下士官の居室は、兵とは別に設けられていた。

三 下士官・兵は二四時間営内に居住しているが（ただし、古参の曹長は、許可を得て営外に居住することができた）、連隊長を始めとする将校・准士官は、営外に居住している。これら営外居住者は、通常は一般のサラリーマンと同様に、朝定時に出勤して夕方定時に退庁する。したがつて、夜は幹部が不在となるが、これをカバーするた

めの制度が、營内に宿直する週番司令と週番士官の制度であった。週番は、通常土曜日の正午に交代した。もつとも、都合によつて、一時的に日直制度がとられる場合もあつた。事件当時の近衛歩兵第三連隊（以下、近歩三と略称する）がその例である。

週番司令は、連隊内の秩序維持の総責任者である。週番司令には、緊急を要する事項で連隊長の指示を仰ぐ余裕がないときは、自らこれを処断する権限が与えられていた（軍隊内務書第一〇〇）。「夜の連隊長」と称せられたゆえんである。週番司令には、大尉が交代で勤務についた。

後にみるようすに、事件当日の歩兵第一連隊（以下、歩一と略称する）の週番司令は、栗原中尉の要請で他と交代して週番勤務についた革新派シンパの山口一太郎大尉（反乱帮助罪に問われ、無期禁錮の刑を受けた）である。山口は、連隊内に不審な動きがあるとの報告をすべて握りつぶし、反乱部隊の出動を黙認した。他方、歩兵第三連隊（以下、歩三と略称する）の週番司令は、首謀者の一人安藤輝三大尉であった。安藤は、週番司令の権限を最大限に利用した。週番司令命令によつて、厳重な管理の下に置かれていた弾薬庫から実包多数を搬出・分配させ、かつ、部隊を出動させたのである。

各中隊には一名の週番士官が置かれた。週番士官は、週番司令の指揮を受け、中隊週番下士官（一名）を指揮して、各中隊の秩序の維持に当たつた。週番士官には中隊付の中少尉と特務曹長が、また週番下士官には中隊付の軍曹・伍長が、いずれも交代で勤務した。

反乱に参加した部隊は、ごく一部の例外を除けば、蹶起将校が中隊長または中隊長代理の職にあるか、あるいは事件前夜に週番士官をつとめていた中隊であつた。すなわち、後者の場合は、中隊長の夜間不在に乗じて、週番士官がその命令権を代行して部隊を出動させたのである。

歩一の山口週番司令が、栗原の要請を容れての交代服務であったことは、前述した。歩三の清原少尉は、安藤大尉の指示によって、事件前日に他と交代して週番士官となっている。また、近歩三の中橋中尉は、事件前日の夕刻、自ら日直士官を筒井特務曹長と交代して引き受け、同人を帰宅させた（清原・予審調書）。これは、出動に反対しかねない筒井を敬遠するための策であった。

2 命令と服従

軍隊の目的は戦闘にある。軍の力を最大限に發揮し、戦闘で勝利を得るために、人力の限界を超えた極限状況下においてさえも、一糸乱れぬ統制が必要である。このため旧軍では、軍の規律、すなわち軍紀をきわめて重視した。そして、上官の命令に対する服従を、軍紀の基礎に置いた。

一定の目的を持つた社会的集団において、上司の職務上の命令に対して部下の服従義務が要求されることは、むしろ当然の事理である。旧官吏服務規律（明治二〇〇年勅令第三九号）二条も、「官吏ハ其職務ニ付本属長官ノ命令ヲ遵守スベシ。但其命令ニ対シ意見ヲ述ルコトヲ得」と規定していた。しかし、官吏が上司の命令に従わない場合は、懲戒事由となるに過ぎなかつた。これに対して、軍刑法では、戦時・平時を問わず上官の命令に反抗し、またはこれに服従しない行為を抗命罪として規定し、厳しく処断したのである（陸軍刑法五七、五八条、海軍刑法五五、五六条）。

旧軍隊における服従の原理の原点は、天皇制軍隊の基本理念を樹立した明治一五年の軍人勅諭に見出される。同勅諭は次のように述べる。

「凡軍人には、上元帥より下一卒に至るまでその間に官職の階級ありて統属するのみならず、同列同級とても停

年に新旧あれば、新任の者は旧任の者に服従すべきものぞ。下級の者は上官の命を承ること、実は直に朕が命を承る義なりと心得よ」

軍隊内務書の綱領五は、軍紀と服従について次のように規定する。

「軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ。故ニ軍隊ハ、常ニ軍紀ヲ振作スルヲ要ス。(中略)
服従ハ軍紀ヲ維持スルノ要道タリ。故ニ至誠上官ニ服従シ、其ノ命令ハ絶対ニ之ヲ励行シ、習性ト成ルニ至ラシムルヲ要ス。(後略)」

次いで、同書第二章服従の一部を紹介しておこう。

「第六 部下タル者其上官ニ服従スルハ、如何ナル場合ヲ問ハズ必ズ嚴重ナルベシ。

部下ニ非ザル受令者ノ命令者ニ対スル場合モ亦之ニ同ジ。

第七 隸屬ノ関係ヲ有セザル上級先任者トノ間ニ於テモ、各職務ニ妨ナキ限り服従ノ道ヲ守ルベシ。

第八 命令ハ謹デ之ヲ守リ、直ニ之ヲ行フベシ。決シテ其当不当ヲ論ジ、其原因理由等ヲ質問スルヲ許サズ。(後略)

第九 軍隊ヲ裨益スルニ足ルト信ズル所ハ、上官ヲ輔佐スルノ至情ヲ以テ進デ之ヲ上官ニ開陳スルハ、各級ノ軍人、特ニ幹部ノ責務トス。然レドモ其ノ開陳ニ当リテハ、秩序ヲ素ルガ如キコトアルベカラズ。又、一度上官ノ決定シタル事項ニ対シテハ、仮令意見ヲ異ニスルトキト雖、常ニ己ヲ虚クシテ、専心上官ノ意図ヲ達スルコトヲ勉ムベシ」

この服従の倫理は、後にみるように、下士官・兵の裁判において、被告人側の最大の抗弁事由として主張され

る。また、右の軍隊内務書第九にいう上官への意見の開陳を「意見具申」と称していたが、将校の出動命令に対して、被告人が適切な意見具申をしたかどうかも、一つの争点とされた。

(1) 東京陸軍軍法会議設置の経緯とその構成については、拙稿「東京陸軍軍法会議についての法的考察」獨協大学法学部創設二十五周年記念論文集（一九九二年、第一法規出版）二八五頁以下参照。

(2) 二・二六事件における下士官・兵の問題については、つとに大木（現姓藤井）康栄氏が詳細な研究結果を発表されている。大木康栄「二・二六事件の下士官兵」季刊現代史四号二三四頁参考（一九七四年）。

兵班の公判の状況を知る手がかりとしては、裁判を傍聴した憲兵の東京憲兵隊長に対する「二・二六事件公判状況の件報告」と題する書類がある。林茂ほか編『二・二六事件秘録』（以下、秘録と略記する）第三巻二〇八頁以下（一九七年、小学館）。なお、埼玉県編『二・二六事件と郷土兵』（一九八一年、埼玉県）、埼玉県民部県史編さん室編『雪未だ降りやまず 続二・二六事件と郷土兵』（一九八二年、埼玉県史刊行協力会）には、事件に参加した下士官・兵の手記が数多く集められている。

(3) 宇治野と黒沢の思想については、拙稿「二・二六事件湯河原班裁判研究」獨協法学四三号三九頁、四一頁参考。

(4) 原秀男ほか編『検察秘録二・二六事件』（以下、匂坂資料と略記する）Ⅱ一五四頁（一九八九年、角川書店）に収録された、「叛乱部隊参加者一覽表」による。

(5) 森松俊夫『図説陸軍史』一七四頁（一九九二年、建帛社）。

(6) 歩三については前掲「叛乱部隊参加者一覽表」により、歩一については、柳下良二・第二回予審調書による。

(7) 「軍隊内務書」は、昭和一八年軍令陸第一六号「軍隊内務令」に改められた。

(8) 大江志乃夫『昭和の歴史 3 天皇の軍隊』八四頁（一九八二年、小学館）

第二章 反乱の誘因

二・二六事件の歴史的背景は、昭和五年（一九三〇年）のロンドン海軍軍縮条約（海軍軍令部の反対を押して条約を締結したため、統帥権干犯が問題となり、浜口首相暗殺事件を惹起した）、同六年の三月事件（宇垣一成陸軍大臣を首相にしようとする陸軍幕僚中心のクーデタ計画）、同年の一〇月事件（陸軍幕僚を中心とする兵力を使用してのクーデタ計画で、その構想は二・二六事件をはるかに上回っていた）にまで遡らなければならない。これら遠因については記述を省略するが、事件の直接的な誘因としては、一一月二〇日事件と真崎教育総監更迭事件とを挙げができるであろう。また、首謀者らを決意せしめた直接的契機に、相沢事件と第一師団の満洲派遣問題がある。

1 一一月二〇日事件

一一月二〇日事件とは、幕僚を中心とするいわゆる統制派と、隊付青年将校を中心とするいわゆる皇道派との対立が深まるなか、士官学校中隊長の職にあつた辻正信大尉が、同校の生徒（士官候補生）をスペイに使って集めた情報により、皇道派の中心人物であった村中孝次大尉（当時陸軍大学校学生）、磯部浅一等主計（大尉相当官、当時野砲兵第一連隊付）らが在京の青年将校・士官候補生らを使ってクーデタを計画しているとして、昭和九年（一

九三四四年）一月二〇日に関係者を検挙した事件である。村中・磯部は、この事件は參謀本部の片倉衷少佐・辻大尉らのでっち上げであるとして、獄中から片倉らを誣告罪で告訴し、徹底的に争った。

しかし、軍法会議検察官は、翌一〇年三月、反乱陰謀事件・誣告罪告訴事件の双方を証拠不十分で不起訴とした。これを受け陸軍は、辻を左遷する一方、軍紀を柔したとして村中らを停職処分に付した。不公正な処分に痛憤した村中・磯部は、同年七月、ことの顛末を明らかにし、かつ三月事件・一〇月事件の内容などを暴露する「肅軍に關する意見書」と題するパンフレットを作り、これを各方面に配布して、軍当局の責任を追求した。激昂した陸軍首腦部は、同年八月村中・磯部を懲戒免官とし、二人を陸軍から追放した。

この事件が、村中・磯部の統制派に対する憎しみをたぎらせる結果となつたことはいうまでもない。手負い猪のような二人は、後に二・二六事件の舞台回しの役をつとめることになる。また磯部は、二月二六日午前一〇時頃陸軍大臣官邸で、宿敵片倉の頭部を拳銃で狙撃し、同人に重傷を負わせている。

2 真崎教育総監更迭事件

真崎教育総監更迭事件とは、昭和一〇年七月、青年将校に人望があり、皇道派の頭領的存在であった真崎甚三郎陸軍大将を教育総監職から罷免した事件のことである。

「陸軍省 参謀本部 教育総監部 関係業務担任規定」の細則に、「將官ノ人事ニ付内奏スル場合ハ、參謀總長及教育總監ニ協議ス」という一項があつた⁽²⁾。これを、陸軍三長官会議という。ときの陸軍大臣林銑十郎は、提案人事に同意しない真崎に対しても辭任を求めた。しかし、真崎がこれに応じなかつたため、林は閑院宮參謀總長の同意の下にその更迭を強行した。

真崎更迭は軍の内外に衝撃を与えたが、中でも敬愛する真崎を閑職（軍事参議官）に追いやられた皇道派青年将校へのショックは大きかった。彼らはこの人事を、ロンドン軍縮条約に統く統帥権干犯事件として問題にした。教育総監の同意を得ないまま天皇に更迭を奏請した行為は、統帥権の侵害に当たるというのである。

陸軍省官制（明治四一年勅令第三一四号）一条には、「陸軍大臣ハ陸軍軍政ヲ管理シ、陸軍軍人軍属ヲ統督シ、所轄諸部ヲ監督ス」とある。陸軍大臣が全陸軍の人事権を掌握することは明白であり、三長官の「協議」の内規を、參謀総長と教育総監に將官人事についての拒否権を認めた趣旨に解することはできない。また、人事権の発動を統帥権の範囲に含めて論ずることにも、疑問がある。人事は軍政上の問題であって、軍令上の問題ではないからである。

しかし、統帥権という聖域を犯されたとして逆上した青年将校たちには、このような法的論理は通用しなかつた。後に蹶起将校らが作った「見当り次第斬殺スベキ人名表」のトップには、林の名が挙げられている。ところが、その林よりももっと憎まれた人物がいた。それは、グズで無能力の林陸相を操り、この人事を強行させたと思われた、陰の実力者永田鉄山陸軍少将である。永田は統制派の中心人物で、当時陸軍省軍務局長の要職にあった。軍務局長とは、軍の政策立案その他的重要事項すべてを所轄する省内の最重要ポストであるが、その歴任者の中でもとくに永田は、革新官僚とも交流のある内政外交に通じた陸軍きっての逸材で、将来の陸軍大臣を嘱望されていた。

3 相沢事件

昭和一〇年八月一二日午前九時過ぎ、永田は陸軍省軍務局長室で執務中、陸軍歩兵中佐相沢三郎に斬殺された。

いわゆる相沢事件である。相沢は満四五歳、同月一日付で福山の歩兵第四一連隊付から台湾軍への転属を命ぜられた皇道派の将校である。永田を、「尽忠至誠ノ真崎大將ヲシテ教育總監交代ヲ陸相ヲシテ奏上セシメタル如キ、大逆ナル犯罪ヲ犯シ」た陸軍の破壊者と信じての犯行であった（第三回予審調書⁽³⁾）。

村中孝次によると、相沢は「至誠神ノ如シト云フベキ純一無雑ノ人」であったという（予審官の証人尋問調書⁽⁴⁾）。しかし、永田を教育總監更迭の張本人と断ずる根拠については、相沢は「前述ノ二文書（筆者注、村中作成の「教育總監更迭事情要點」と題する文書と、出所不明の「軍閥重臣閥の大逆不逞」と題する文書をいう）ニ、永田閣下ガ南大將ト策謀シテ真崎總監罷免ヲ林大臣ニ進言シ、其ノ結果林大臣ガ真崎總監罷免ヲ上奏サレタ様ニ書イテアツタノヲ見テ、永田閣下ハ色々策謀ヲスル人ダカラ、右文書ニ書イテアル如ク、南大將ト策謀シテ林大臣ニ進言シタノハ事実デアロウト推測致シタモノデアリマシテ、之ト云フ確証ハ持ッテ」いなかつた（相沢・第一回予審調書⁽⁶⁾）。

相沢は、永田を殺害した後買ひ物をして、台灣に赴任するつもりであったというが、これは常識的に理解できない心理状態である。相沢を逮捕した憲兵は、「同中佐（筆者注、相沢を指す）ニ対シ、軍務局長ニ何カ暴行シマセヌデシタカト訊ネマスト、暴行トハ何カト立腹ノ態度デ、アレハ天ガヤツタノダ、陸軍省ノ門前迄ハ相沢ノ行動ダガ、其後ニ於ル省内ノ行動ハ神様ノ行動ダ、天ニ代リ誅戮スルト云フ意味ノ、歌ノ様ナモノヲ申シマシタ」と述べている（小坂慶助・検察官聽取書⁽⁷⁾）。この異常な言動からすると、相沢に刑事責任を問うためには、精神鑑定の必要があつたようと思われる。

相沢は、昭和一〇年一一月二日用兵器上官暴行、殺人、傷害事件として第一師団軍法会議に起訴され、翌二年一月二八日第一回公判が開かれた。相沢事件が皇道派青年将校に強烈な刺激を与えたことは、いうまでもない。彼

らは、公判を傍聴して相沢に無言の激励を送るだけでなく、活発な公判闘争を展開して事件の真相を暴き、肅軍の実を挙げようと企てた。

公判闘争の裏方をつとめたのは、西田税、渋川善助、村中孝次の三人であるが、青年将校への働きかけは村中と渋川が担当した。彼らは、麻布区新竜土町のレストラン竜土軒で、数回にわたり青年将校を対象とする相沢中佐公判状況報告会を開いた。席上、栗原安秀中尉が、われわれは相沢中佐の屍を越えて躍進すると煽動したこともあつたといふ。⁽⁸⁾

相沢事件は、青年将校らの精神を著しく昂揚させた。しかし、当初特別弁護人満井佐吉中佐によつてはなばなしく展開された公判闘争も、重要証人の尋問の頃からは、裁判長の傍聴禁止措置によつてすっかりその勢いを失つた。公判闘争に対する青年将校らの失望感が強まると同時に、急進派の磯部、栗原らのボルテージは高まる一方であつた。

新井勲によると、二月一二日夜の竜土軒での公判状況報告会終了後に、村中・磯部・安藤・新井の四人が会合し、その席上、軍隊による直接行動を迫る村中・磯部と、これに反対する安藤・新井が激論を戦わしたといふ。⁽⁹⁾

これに対して西田税は、「二月一四、五日頃村中が来て、「連隊の将校の中には、自分が相沢公判に専念していることを快く思ひぬ向きがあり、評判が悪い」とこぼしたと供述している（西田第一回公判）。しかし村中は、後述のように、すでに前年の一二月には蹶起を決意していることからみると、西田に対するこの愚痴は、西田から蹶起を制止されることを警戒してのカモフラージュとみるべきであろう。

その当時満洲（現中国東北部）に駐留する関東軍には、内地の二個師団が交代で派遣されていた。昭和一〇年一二月、第一師団の派遣が内定し、その時期は翌年三月とされた。この情報は、同師団所属の急進派青年将校（その多くは歩一、歩三に集中していた）に衝撃を与えた。満洲に派遣されれば、二年間は東京を離れることになり、その間は彼らの政治的活動を休止しなければならない。また、満洲駐留中に、ソ連と戦火を交えることになるかもしれない。来るべき対ソ戦に備えるため、政治を一新して国防を充実したい彼らは、一刻の猶予も許されないという、せっぱ詰まった心理状態に追い込まれて行つた。

こうして、渡満前に行動を起こすべきだとする急進派の意見が、次第に勢いを強めてくる。この間の事情について、村中は次のように述べている（第二回公判）。

「問 今回ノ蹶起決行ニツイテハ、何日頃カラ決心シタノカ。

答 昨年十二月、第一師団ガ満洲ニ派遣サレルトイフ報ガ伝ハリマシタノデ、第一師団ノ渡満前ニ、主トシテ在京ノ同志ニヨツテ急ニ事ヲ挙ゲナケレバナラヌト考ヘ、其時決心シタノデアリマス。

問 ソノ頃被告ハ、誰カニ自分ノ決心ヲ打明ケタカ。

答 昨年十二月頃ハ、未ダ私一人デ心ノ中ニ収メテ居リマシタガ、本年一月ニナッテ、初メテソノ意思ヲ磯部浅一二話シタノデアリマス。又、香田大尉ニモ同様ソノ意思ヲ打明ケマシタ処、二人トモ私ト同意見デアリマシタ。

問 夫レカラ逐次安藤大尉、栗原中尉ト連絡ヲトッタノカ。

答 左様デアリマス。ソレラノ者ニ、個人的ニ漠然ト、第一師団渡満前ニ蹶起スル旨ヲ話シタノデアリマス。（後略）

それまでは蹶起に慎重な態度をとっていた村中までも、危機感に煽られた形で第一師団渡満前の決行を決意した

のであった。この意味で、第一師団の満洲派遣は、二・二六事件の起爆剤であった。

二 謀議の成立

一 軍隊を率いての直接行動、すなわち反乱の謀議が形を整え始めたのは、昭和一年二月に入つてからであった。磯部の供述によると、一月初旬頃までは、磯部と河野を中心とする若干名の同志によるテロを考えていたが、そのような単独行動をとれば必ず他の同志にも迷惑がかかるであろうことを考え、村中、栗原らと協議することにしたという（将校班第五回公判）。

この磯部の呼びかけによる会合が、二月一〇日夜、歩兵第三連隊将校集会所で行われた。出席者は、安藤輝三大尉（歩三）、河野寿大尉（飛行学校学生）、栗原安秀中尉（歩一）、中橋基明中尉（近歩三）。それに村中と磯部という顔ぶれであった。この席で、第一師団渡満前に在京同志で蹶起すべきだという話が出たが、具体的な討議には至らず、安藤もとくに反対する様子はなかった（村中・第二回公判）。このとき河野は、牧野伸顯は自分が単独でやると宣言し、一六日には単身拳銃を携えて湯河原に赴き、牧野の宿舎を探索している。しかし、その所在を突き止めることができなかつたため、これは空振りに終わつた（河野・憲兵調書）。

このころ、栗原は歩一第七中隊長の山口一太郎大尉に会つて、二月二二日からの週番司令になるよう、手配方を依頼している（栗原・第八回公判）。週番司令が同志かシンパでないと、計画を探知され、出動を阻止されるおそれがあるからである。

歩一の勤務割当表によると、二月二二日から二九日までの司令は日高友一大尉（第五中隊長）の予定であり、山

口は二九日から三月六日までの勤務となっていた。山口は、栗原の申し出によつて蹶起が間近に迫つたことを悟つたが、何も聞かずにこれを引き受けた。彼は連隊本部の中島軍曹のところに出向いて、三月上旬に引つ越しをするから週番を変えてもらいたいと頼み込み、日高との入れ替えが決まつた（中島義房・憲兵調書）。

二 一八日夜栗原の自宅に、村中・磯部・安藤・栗原が集まつた。この席で、来週中の決行が提案されたが、意外にも安藤がこれに強く反対した。時期尚早であり、成算の見込みがないというのである。安藤は歩三の革新将校の中心人物であり、下士官・兵の信望も厚い。彼が動かなければ、歩三の動員兵力は計画の半分にも満たなくなつてしまふ。結局この日は、襲撃の目標・方法などについて一応の案が討議されたものの、決行日時・動員兵力等細目の決定には至らず、安藤には同志の出動を黙認してもらうことにして散会した（磯部・第五回公判）。

一九日、磯部は前夜の話し合いの結果を踏まえて豊橋に行き、豊橋陸軍教導学校勤務の對馬勝雄中尉に会い、豊橋在住の同志で興津の別邸に隠棲する元老西園寺公望を襲撃することを依頼し、その承諾を得た（磯部・前同公判）。

二二日夜と翌二二日朝、磯部は二度にわたり安藤をその自宅に訪ねて、蹶起への参加を説得した。安藤は、その数日前先輩の野中四郎大尉（歩三第七中隊長）に蹶起参加を断つた旨を報告したところ、野中から、「なぜ断つた、今蹶起しなければ、かえつてわれわれに天誅が下るのだ」と強く叱責され、恥ずかしい思いをさせられて悩んでいた。

安藤が土壇場まで来て参加を渋つた理由の一つに、それまで彼を信頼し、引き立ててくれた連隊長はじめ歩三将校団に対する信義の問題があつた。井出連隊長（当時）は、その前年の一月、一部に安藤の急進性を危ぶむ声があつたにもかかわらず、彼を第六中隊長に任命する手続きをとつてゐる。第六中隊は、かつて秩父宮が中隊長を務

めたことのある名譽ある中隊であった（いわゆる殿¹⁰下中隊）。この人事の背景には、安藤の土官候補生時代の教官であり、彼を信ずることの厚かった秩父宮の口添えと、誠実な人柄の安藤に対する歩三将校団の支持があったという。井出はこの人事を上申するに当たって、安藤から、「誓って直接行動は致しません」との誓約を取り付ける。

このような経緯から、安藤は、「中隊長トシテ在職中ハ、イカナル理由アルモ直接行動ハトルコトノデキナイ立場」に置かれていたのである。⁽¹⁰⁾

しかし、その安藤も、ついに二二日朝、「同志一体感カラ、ソノ時判然參加ニ決心」するに至った（安藤・第一二回公判）。

三 二二日夜四時頃、磯部と村中は野中宅を訪れ、状況を説明したところ、野中は参加を快諾した（村中・第二回公判）。

二二日夜、栗原の自宅で、村中・磯部・河野・栗原による会合が開かれた。安藤は、この日からの週番勤務のため、出席していない。磯部から安藤参加の報を聞いた栗原らは、おそらく快哉を叫んだことと思われる。

安藤の参加によつて兵力の目鼻もつき、蹶起の日時・襲撃の目標・部署などがほぼ確定した。その概要は、次のようにある（以下、村中の第二回公判における供述による）。

① 二月二六日午前五時を期して一齊に蹶起すること。

② 栗原は一隊を指揮して首相官邸を襲撃し、岡田内閣総理大臣を殺害すること。

③ 中橋は一隊を指揮して高橋蔵相私邸を襲撃し、同人を殺害した後、できれば坂下門を警護し、奸臣と目される重臣の参内を阻止すること。

- ④ 坂井は一隊を指揮して齋藤内大臣私邸を襲撃し、同人を殺害すること。
- ⑤ 安藤は一隊を指揮して鈴木侍従長官邸を襲撃し、同人を殺害すること。
- ⑥ 河野は一隊を指揮して湯河原に滯在中の牧野前内大臣を襲撃し、同人を殺害すること。
- ⑦ 野中は一隊を指揮して警視庁を襲撃・占拠し、警察権の発動を阻止すること。
- ⑧ 丹生は一隊を指揮して陸軍省・参謀本部・陸相官邸を占拠し、村中・磯部・香田らは陸相に面会して事態收拾につき善処方を要望すること。
- ⑨ 田中は野戦重砲兵第七連隊の自動車数台をもつて、兵員の輸送業務に従事すること。
- ⑩ 對馬ら豊橋部隊は、興津の西園寺別邸を襲撃し、同人を殺害すること。
- ⑪ 村中は香田・渋川・安田・中島に、磯部は安藤・田中・山本に、栗原は對馬・中橋と歩一の蹶起将校に、安藤は歩三の蹶起将校に、各連絡を取ること。
- ⑫ 合言葉は「尊皇討奸」とし、同志の標識は三銭切手とすること。
- 以上が、この日決定された主要な事項であった。蹶起日時の決定理由は、村中の供述などを総合すると次のとおりである。
- 近歩三が二月二九日から野営演習に出発の予定であり、また第一師団の部隊も三月上旬から演習に出かける。さらに、二月二二日から歩一では山口が、歩三では安藤が週番司令に当たっているが、その山口は二七日から野営演習に出張する。このような事情から、「襲撃準備及ビ兵力出動上ノ便宜等ヲ考慮シテ、二六日午前五時ニ決行スルコトニ決定」した。まさに、可能な範囲内ぎりぎりでの選択であった。
- 襲撃目標選定の理由について、村中は次のように述べる。

「国体破壊の元凶・統帥権干犯の不義を討ち取るのが趣旨であった。具体的には、次のとおり。

西園寺公は、内閣首班に関する奏請が当を得なかつたため、国政を非に導いた。とくに、統帥権干犯のロンドン条約に関係した齋藤・岡田を首相として奏請した責任は、重大である。

牧野前内大臣は、ロンドン条約当時における統帥権干犯に直接関係し、伏見宮の奏上を阻止した。齋藤内大臣は条約派の巨頭であり、真崎教育総監更迭につき林陸相を鞭撻し、軍の統帥に容喙した。牧野と結託して、重臣ブロックの中心として国政を誤った人物である。

鈴木侍従長は条約派の巨頭であり、君側にあつて聖明を蔽つている。

岡田總理大臣は条約派の一人であつて、無為無策にして国政を誤る。とくに、天皇機関説問題に関する国体明徴においても、その処置は不当である。

高橋大蔵大臣は、政党の巨頭として參謀本部廃止論を唱え、皇軍親承の基礎を危うくする人物である。また、現在の経済機構を維持しようとして、国防を危殆に瀕せしめている。」

二三日、栗原は夫人を連れて豊橋に赴き、前日の決定事項を對馬と竹鳶に伝達し、その夜は豊橋に泊まつた。その際彼は、小銃用実包二、〇〇〇発を持参し、竹鳶の下宿に運んでいる。これは、栗原が一年ほど前から実弾演習の都度へそくつて、自宅に隠匿していたものである。夫人を同伴したのは、憲兵の目をごまかすためであつた(栗原・第八回公判)⁽¹⁾。

四 二三日朝、村中は前日まで旅団現地戦術のため出張中だった香田の自宅を訪れ、前日の決定事項を伝えた。

その夜、歩三の週番司令室に安藤・野中・香田・村中・磯部が集まり、前日決定した計画内容を再確認し、これをさらに詰める協議がなされた。この席で、新たに、襲撃目標に渡邊教育総監を追加することが決められ、坂井部

隊のうちの高橋・安田両少尉が、斎藤邸襲撃後に一部兵員を指揮して担当することとされた（機部・第五回公判）。渡邊の襲撃は、彼が天皇機関説信奉者であり、教育総監として不適任という理由によるものであった（村中・第二回公判）。反乱計画は、この日の謀議によつて完全に固まつた。

二四日夜、歩一の週番司令室に村中・機部・野中・香田・栗原が集合して、最後の打ち合わせを行つた。なお、この日中橋は、中橋中隊が二六日当日の御守衛控隊の当番に当たつていることを知り、午後二時頃歩一に行つてこれを栗原に伝えている（中橋・第一回公判）。控隊とは、非常事態に備えての宮城警備の予備隊である。栗原はこれを聞いて、天佑と喜んだといふ。異常事態発生を理由に、中橋が控隊を指揮して出動し、宮城に入る口実が与えられたからである。

- (1) 『現代史資料4 国家主義運動』六〇九頁（一九六三年、みすず書房）に収録されている。
- (2) 『現代史資料23 國家主義運動3』の資料解説二二頁（一九七四年、みすず書房）による。
- (3) 句坂資料Ⅳ三二三頁。
- (4) 句坂資料Ⅳ四三〇頁。
- (5) 「軍閥重臣閣の大逆不逞」は前掲『現代史資料4』六七三頁、「教育総監更迭事情要點」は同書六七八頁に、それぞれ収録されている。
- (6) 句坂資料Ⅳ五〇三頁。
- (7) 句坂資料Ⅳ三九三頁。
- (8) 秘録第一巻四五〇頁（一九七一年、小学館）。
- (9) 新井勲『日本を震撼させた四日間』一〇八頁以下（一九八六年、文芸春秋、文春文庫版）。
- (10) 予審官の尋問が終わつた後、安藤が予審官に提出したと思われる「決行前後ノ事情並立場心境等ニツキ陳述ノ補足」と

題する自筆の書面が、記録に編綴されている。彼は、この書面で決行直前まで参加の勧誘に応じられなかつた苦衷を明らかにした上、次のように結ぶ。彼の誠実な人間性を窺わせる文章と思われる所以で、ここに紹介しておく。

「此ノ期ニ及ンデ此ノ如キ心境ト立場ト申シ述ベルコトハ、心臓シタカノ如ク取ラレ、マコトニ心苦シイコトデハアリマスガ、前述ノ諸上官、恩師、先輩、同僚ト云フ方々ニ対シ、今回ノ蹶起ニ方リ私ノ煩悶シタ心裡、其ノ方々ニ対スル手前上最後迄消極的、逃避的ナ態度ヲシカ取り得ナカッタ点ヲ、何ラカノ機会ニ知シテ頂キ度イ。然ラザルトキハ、『純真ニシテ生一本、単純ナ人間』トシテ迎ヘラレ、信用サレテヰタ私ガ、腹ニ一物アツテ虚偽、欺瞞、単純ヲ装ツテ最後マデ瞞着シテキタト云フ誤解ノ下ニ、三十年間正シキ道ヲ踏ンデ來タ私ノ人間トシテノ価値ガ失ハレテシマフ。此ノ点ガ最モ心残リナルガ故ニ、維新史ニ於ケル自分ノ抹殺サレルコトヲモ忍ンデ、此処ニ申シ述ベル次第アリマス」

(11) 旅行に誘われ、うきうきとして栗原に随行した夫人であつたが、豊橋に着くや否や、来客によつて次の間に追いやられたり、夫から宿に置きざりにされたりした。彼女は、憤慨やるかたのない当時の気持ちを次のように述べている（栗原玉枝・検察官聴取書）

「私ハ一人淋シク取残サレ、何ノ為ニ豊橋マデ來タノカ訊ガ判ラズ、腹立タシク感ジテ居リマシタ。其ノ内ニ安秀ハ帰ツテ來テ寝ミマシタガ、明朝ハ早ク帰京スルノダト申シマスノデ、益々憤慨致シマシタ」

第三章 出動命令

一 步兵第三連隊

反乱部隊中最大の兵力を動員した歩三における中心人物は、二月二二日（土曜日）の午後から週番司令の任についた安藤輝三大尉（陸士三八期）である。歩三での反乱は、この安藤週番司令を軸として展開される。

安藤は、二月二五日夜連隊の兵器委員助手新正雄軍曹（第一中隊）を呼び、週番司令命令として弾薬を出せと命じ、各部隊に分配させている。記録によると、安藤が不法に持ち出させた弾薬は、小銃実包四八、九六〇発、重機実包八、六二〇発、拳銃実包二、六七四発などであった。⁽¹⁾

1 第一中隊

一 その週、第一中隊（中隊長矢野正俊大尉）の週番士官は、隊付の坂井直中尉（陸士四四期）であった。坂井は、士官候補生時代に菅波三郎中尉（当時）の薰陶を受け、その後は安藤の指導を受けた急進派の一人であった。彼は第一大隊副官代理の職にあつたので、兵たちとのつながりは薄かつたが、隊付将校の高橋太郎少尉（陸士四六期、連隊旗手）と麥屋清濟少尉（特別志願将校）に対しても、日頃から革新思想を吹き込んでいた。

坂井は、二月九日結婚したばかりであった。近く大事の決行を予想しながら結婚したことについて、彼は次のように述べる。

「私ハ、現在ノ様ナ結果ニナルトハ、夢想ダニシナカッタノデス。苟モ部隊ガ出動スル以上ハ必勝ヲ確信シテ居タノデ、不成功ト云フコトハ私ノ頭ニ只ノ一回モ浮シダコトハアリマセン。然シ、此ノ点ガ不覚ト云ヘバ不覚デアリマンシタ。私共ハ、吾々ガ破壊行為ヲ以テ維新ノ契機ヲ作りサヘスレバ、上層部ノ方々モ之ニ応ジテ建設的ナ方向ニ努力シテ呉レルモノト期待シテ居タノニ、斯ノ結果トナツタ事ヨリ考ヘルト、私共ガ上層部ノ人々ニ対スル認識ガ不足デアツタ断ズルヨリ他ハアリマセン」（第二回予審調書）

幼稚とさえもいえるくらいの楽観的な情況判断が、若い彼らを気軽に蹶起に駆り立てたのである。

二月一九日午後七時頃、村中孝次が坂井の家を訪れた。彼は、坂井の土官学校予科時代、所属中隊の区隊長で

あつた。村中は坂井に、近く在京同志によつて昭和維新を断行すると告げて参加を勧誘し、坂井の快諾を得た。このとき村中は、坂井の襲撃目標が齋藤内大臣であることを伝えたものと思われる。というのは、二二日の午後坂井は高橋に対し、齋藤襲撃を予告し、身の回りを整えておくようにと指示しているからである。

二 二三日の日夕点呼（午後八時）終了後、坂井が週番士官としての報告に週番司令室へ赴いたところ、前述の安藤・野中らの協議の場に出くわした。その場で安藤は坂井に、二六日午前五時を期して蹶起すること、君の部隊は齋藤内大臣と渡邊教育総監の襲撃を担任することになったので、研究しておくこと、砲工学校の安田少尉も君の部隊に加えること、安田は渡邊邸の付近に居住しており、状況に明るいから、渡邊襲撃は安田に任せることなどを指示した。

これを受けて坂井は、翌二四日麥屋に、近く奸臣を襲うから軍刀と拳銃を準備するように促した。そして、二五日夕刻高橋・麥屋に対して、二六日午前〇時週番司令の命により非常呼集を行い、午前五時に決行することを告げ、兩名から参加の同意を取り付けた。なお坂井は、二四日夜高橋・麥屋を従えて齋藤内大臣私邸の周囲を偵察し、統いて単独で、内大臣官邸の状況を偵察している。

三 坂井は、二五日午後七時四〇分頃週番司令室に招致され、安藤から、俺が全責任を負うと付言された上で、週番司令命令を受領した。その内容は、第一、第二中隊、機関銃隊四個分隊を指揮して齋藤内大臣を襲撃し、その後高橋、安田両少尉に軽機二分隊、小銃二分隊を付して、渡邊教育総監を襲撃させよ、というものであつた。坂井は、他中隊である第二中隊の兵を使用することは統帥系統を紊すのではないかと考え、安藤に意見具申をして、下士官のうち参加希望者のみを引率することにした（坂井・予審調書）。

午後八時五〇分頃、坂井は第一中隊の下士官全員を将校室に集め、午後一二時に歩一・歩三・近歩三全部が非常

呼集を行い、奸賊をやつつける、第一中隊は週番司令の命により齋藤内大臣と渡邊教育総監を襲撃する、後二時間はあるからよく休んでおけ、と指示した。寝耳に水の下士官たちは、先任の末吉常吉曹長を中心に協議したが、結論が出ない。

午後一二時一〇分頃、下士官全員は高橋から呼ばれて集合し、携帯口糧・弾薬などを受領し、午前一時近くに兵を起こして出動準備を命じた。下士官たちの反応は、週番司令の命令だから仕方がないと思う者、将校のいうことだから悪いことではないと考えた者、三個連隊も出るのだから間違いないだろうと思つた者などさまざまだったが、「命令」に異議を唱える者は一人もいなかつた。しかし、末吉曹長と中島正二軍曹は、固有の中隊長がいるのに坂井中尉が出動を命じるのは、統帥関係からいっておかしいと考え、炊事場裏の柵を乗り越えて脱走し、青山北の矢野中隊長宅に注進に及んだ（末吉、中島・検察官聴取書）。

このようにして第一中隊（将校三、下士官八、兵一四三）⁽²⁾は、第二中隊と配属された鳥羽軍曹が率いる機関銃隊四個分隊の兵も加え、午前三時五〇分舎前に整列した。部隊は、坂井の訓示を受けた上、四時一〇分隊伍を組んで當門を出発し、四谷区仲町の内大臣齋藤實の私邸に向かつた。部隊には、前述の安田優少尉（野砲兵第七連隊、陸軍砲工学校分遣中・陸士四六期）が同行している。

2 第二中隊

一 第二中隊（中隊長梶山健大尉）には、以前坂井が思想的に指導した渡邊清作曹長と、昭和九年以来安藤から指導を受け、彼に心酔している長瀬一伍長がいた。坂井は、二五日午後一二時頃この二人ほか数名の第二中隊下士官を、第一中隊下士官を集めたところに呼び寄せ、昭和維新を断行し、齋藤・渡邊を襲撃することを告げた上、陸

二中隊は将校がいないから、下士官だけが坂井の指揮で行動することになるが、決心はどうかと尋ねた。

渡邊によると、「私ハ各部隊ガ出動シ、國賊ヲ殺シテ陛下ノオ心ヲ安ンジ奉ルナレバ結構ダト考ヘ、參加ノ決意ヲナシ、他ノ下士官一同ト共ニ、同行シマスト申上ゲマシタ」という（予審調書）。また長瀬は、坂井の命令に服した理由として、別に命令服従の関係はないが、私は一同志としてその指揮下に入つたのであると述べている（予審調書）。一本釣りをされるだけあって、第二中隊の下士官たちの意識は高かつたようである。

二 中隊に戻った渡邊たちは、信頼できる一年兵一二名を他の兵たちに気づかれないように起こし、静肅裡に武装を整えさせた。兵の同行については、坂井と下士官の言い分が少し違っている。坂井によると、下士官の方から、信頼する兵を連れていきたいという要望があつたので許したというが（坂井・予審調書）、蛭田正夫軍曹によると、「第二中隊ハ將校ガイナイカラ、輕機四ト射手ヲ出セ」と命じられたという（蛭田・予審調書）。もつとも、小原竹次郎軍曹は、必要ならば二年兵を連れて行けと言われたと述べているから（小原・予審調書）、こちらが真実かもしれない。

いずれにせよ第二中隊からは、下士官六名と兵一二名が、第一中隊に合流する形で事件に参加した。一同は出発直前中隊の廊下に整列し、週番士官小沢特務曹長を起こし、渡邊が代表して、「非常呼集ガ掛カリマンタカラ、行ッテ参リマス」と申告している。そして、寝ぼけまなこの小沢と、「何處へ行クノカ」「ワカリマゼン」という珍問答交わして出発した（長瀬・予審調書）。

3 第三中隊

一 第三中隊（中隊長森田利八大尉）の隊付将校に清原康平がいた。彼は前年九月に少尉に任官したいわゆる新

品少尉で（陸士四七期）、坂井と同様に一月九日に結婚したばかりであった。清原は士官候補生の頃から革新思想に染まつており、任官後は安藤の感化を受けていたが、未だ確固たる信念を抱くまでには至っていないかった。

二三日午後、清原は、乱暴な言動のために日頃何かと注意を受け、苦手としていた坂井から、昭和維新を断行するから第三中隊も出よとハッパをかけられ、その勢いに呑まれてこれを承知してしまった。しかし、悩んだ彼は、信頼する安藤のもとへ相談に行った。安藤は、彼に北一輝の日本改造法案大綱を与えていた。

三四日、清原は安藤に呼ばれ、今週中に昭和維新をやるかも知れないから、第三中隊の週番士官に交代・服務するよう求められた。彼はこれを承諾し、猪俣特務曹長と交代して、二五日午前九時三〇分から週番勤務についてた。

二五日午前一〇時頃週番司令室へ申告に赴いた清原は、安藤から、「明二六日昭和維新ヲ断行スルガ、週番司令ノ命令ヲ出スカラ第三中隊モ出ヨ。今度ノコトハ鼻歌ヲ唄ツテ居テモ出来ル」「歩一ノ要原中尉及村中、磯部カラ初メ相談ヲ受ケタトキハ断ッタガ、熟考シテ之ニ参加スルコトニシタノダ。オ前等モ一緒ニ行動セヨ」という指示を受けた。清原は、安藤に心服していたのと、週番司令の命令といわれたことから、蹶起への参加を決意した（清原・第一六回公判）。

事破れた後、予審官から心境を問われた清原は、次のように述べている。

〔本事件ニ関シテハ、現在デハ惡夢カラ覚メタ様デアリ、寧ロコノ拳ヲ勧メタ人達ヲ怨ンデ居ル位デアリマス〕

（予審調書）

午後二時頃、清原は野中大尉から、第三・第七・第十一中隊は、野中の指揮で警視庁を襲撃・占拠することを告げられた。

二 二五日午後八時頃、清原は安藤から、午後一二時に非常呼集を命じられ、服装・携行品等についての指示を受けた。中隊に戻った彼は、下士官一〇名を集め、昭和維新断行のこと、襲撃目標は警視庁であることをなどを告げた。

彼は、「下士官ニ対シ、蹶起ノ趣意ヲ説明シタカ、同志トシテ参加サセタモノデハアリマセン。全ク命令ニ拠ルモノデアリマス」と述べている(第一六回公判)。

下士官の中にはこの命令に疑問を持ち、中隊長・大隊長・連隊長は、この行動を「存知かと尋ねた者もあつた。これに対し清原は、高圧的に次のように答えていた。

「オ前達ハ心配スル事ハナイ。週番士官ハ週番司令ノ命ニヨルノデアル。オ前達ハ、週番士官デアル自分ノ命令ニヨツテ指揮スル。連隊内ニオイテハ、隊長不在ノトキハ週番司令ガ指揮シ、中隊ニオイテハ、隊長不在ノトキハ週番士官ガオ前達ヲ指揮スル。コノ計画ヲ他人ニ洩ラスト、オ前達ニ対シテトル手段・処置ヲ選バヌ」(関根武雄・予審調書)

三 こうして第三中隊(将校一、下士官一〇、兵一四一)は、午前四時機関銃隊一個分隊を含めて舎前に整列し、四時二五分頃野中大尉の指揮で、第七・第十・第三中隊の序列で出発した。當門では、見送りの柳下中尉(機関銃隊週番士官)が泣いていた。清原はそれを見て、「自分ハ部下ト一緒ニ行動出来ルノハ有難イ」と思ったという(将校班第一六回公判)。

4 第六中隊

一 第六中隊の中隊長は、週番司令の安藤自身である。

二五日の午後八時過ぎ、安藤は帰宅した當外居住の永田露曹長を非常呼集の名目で呼び寄せた。安藤は、午後九時頃ト土官全員を集めて、「いよいよ昭和維新を断行する。第六中隊は鈴木侍従長を討つ。皆には気の毒だが迷惑はかけないから、命令と思つて実行してくれ。任務については不平を漏らしてはならぬ」と告げ、第一小隊長を永田曹長、第二小隊長を堂込曹長とする編成を示し、「第一小隊は通用門から、第二小隊は表門から、それぞれ侍従長官邸に侵入せよ。兵には靖国神社参拝と伝えよ」と指示した。安藤は、公判で次のように述べる。

「コノ下士官ニ対スル命令モ形式デアリマシテ、實質ハ同志デアリマス。私ハコノ形式ガ命令デ實質ガ同志デアルト云フノガ、軍隊ノ理想的ナモノト考ヘテ居リマス。コノ意味ニ於テ本件決行ニ付テハ、下士官兵モ同志デアルト自惚レテ居タノデアリマス。下士官ガ其ノ内容ヲ知ツテ居ルカラ罪ニナルト云フ様ナ考ヘデ以テ審判サレルコトハ、遺憾デアリマス。命令ノ形式ヲ以テ達セラレタルコトニ服従シタコトガ罪ニナルト云フノハ、皇軍ヲ破壊スルモノデハナイカト思ヒマス。」（将校班第一二回公判）

二 永田は、鈴木を討つ理由を聞こうとして「意見具申ガアリマス」と申し出たが、「今ハ忙シクテ聞イテ居ラレナイ」とはねつけられてしまつた（永田・乙班第六回公判）。奥山軍曹は、あまりにも穢やかでない安藤の言葉に震えていると、「奥山、大丈夫カ」と声を掛けられ、思わず「大丈夫、行キマス」と答えたという（奥山桑治・同班第八回公判）。

永田と堂込は、部屋に戻つて困つたなと話しあつたが、意見具申も聞いてもらえないし、命令だから従うほかはないという結論になつた。永田はそのときの心境を、「軍隊とは残酷なものだ、こんなときは、身体の具合でも悪くなつてくれたらいいがとさえ思った」と述べている（予審調書）。

進退に窮した門脇軍曹は、大急ぎで軍人勅諭、読法、軍隊内務書等を開いて研究した。しかし、どこにも答えが

見つからず、結局命令に服従するしかないと考えたという（門脇信夫・予審調書）。

相澤治策伍長は、法廷で「命令であれば、悪いことでも自分はやる」と述べ、法務官と次のような押し問答をしている（同班第八回公判）。

「問 ソウスルト、連隊長ヲ殺セ、大隊長ヲ殺セ、ト云ハルレバ何ウカ。

答 其ノ命令ニ対シテ不服ヲ云フナト云ハルレバ、連隊長デアラウガ、大隊長デアラウガ殺シマス。良カラウガ悪カラウガ、命令ニハ変リハナイト思ヒマス。

問 強盗シテ来イト中隊長ニ云ハレタ場合、之ニ対シ不服ヲ云フナト云ハレタナラバ、何ウスルカ。

答 ヤリマス」

また、大木作成伍長は、やむなく中隊長について行つたと述べたところ、彼が出動中に認めた手紙に「尊皇討奸軍の分隊長として、死を賭して戦つてゐる」とあることを指摘され、法務官から、「心にもないことを手紙に書くはずはないではないか」「それでも被告人は軍人精神を持つてゐるのか」と叱責されている（前同公判）。

三 第六中隊（将校一、下士官一、兵一四七）は、上村軍曹指揮の機関銃隊四個分隊を含めて、午前三時三〇分頃舎前に整列を終わった。部隊は、安藤の「靖国神社に向かって前進」という号令の下に、その実は麴町区三番町の鈴木侍従長官邸に向つて出発した。

5 第七中隊

一 第七中隊の中隊長は、逡巡する安藤を叱咤した野中四郎大尉である。彼は陸士三六期生、反乱將校中の最古参者であり、「蹶起趣意書」の名義人でもあった。野中は反乱の陰謀に参画しているから、改めて安藤が指示・連絡

をする必要はない。ただ、隊付将校の常盤稔少尉（陸士四七期、新品少尉）は、土官候補生時代から安藤が指導した革新派の一人であるから、彼に呼びかける必要があった。

二四日午後三時頃、常盤は野中と安藤に呼ばれた。常盤は二人から、二六日早朝蹶起し、野中は警視庁を、安藤は鈴木侍従長をそれぞれ襲撃することを告げられた。常盤は、その場では態度を保留したが、一晩考えた末、参加を決意した。彼は予審官に対して、その理由として、平素から野中と安藤の人格に敬服しており、この人たちの傍ならばいつでも死ねると覚悟ができたからだ、と答えていた（予審調書）。

二 野中は、二五日午後一時頃中隊付の桑原特務曹長（週番士官）、須藤特務曹長、堀曹長を呼び、相沢中佐に統いて昭和維新を断行しなければならないことを熱心に説いた。桑原は涙が出るほど感動し、「自分についてくるか」と言われてその意気に感じ、即座にこれを承諾した。このときの話は、日頃の温和な野中に似ない激烈な口調だったので、三人は中隊長が何か大事を計画していることを察知したという（桑原雄三郎・予審調書）。

午後二時頃、野中は常盤、清原（第三中隊週番士官）及び鈴木（第十中隊週番士官）を呼んで、第三・第七・第十中隊は野中の指揮により、警察権の発動を阻止するため警視庁を占拠することを告げ、必要な指示を与えた。

午後九時頃、野中は中隊の准士官・下士官全員を集め、蹶起の趣旨と警視庁を襲撃することを告げ、あわせて、「これは命令ではない」「命令とすれば、私兵化することになる。同志としてやつてもらいたい」「一兵に至るまで同志として取り扱う。兵に対しても、班長からその趣旨をよく説明せよ」「行きたくない者は行かなくてよい」などと、懇々と説明した（桑原、堀宗一、田島条次、関根安司ら・甲班第七回公判 富田正三、蘭田長太郎、遠藤孟雄ら・同班第八回公判）。その途中で、鈴木少尉に率いられた第十中隊の下士官たちが会合に加わった。

中隊長の決意に深く感動した桑原特務曹長は、「催眠術ニカカッタ様ニナリ」参加を決意した。下士官たちは、最

初は皆黙っていたが、野中から一人ひとり指名されて意向を聞かれると、次々に全員が参加を承諾した（堀口秀暉・同班第七回、齋藤太郎・同班第八回各公判）。ただ、須藤文夫特務曹長は参加を拒み、桑原と週番士官を交代して隊に残った。

三 二六日午前二時頃、下士官が内務班をまわって静かに兵を起こし、出動準備に取りかかった。常盤少尉が各班を巡回して、「今度ハ本物ダカラシッカリ頼ムゾ」と云うと、兵たちは皆にこにこしていたという（常盤・将校班第一六回公判）。

午前三時五〇分頃、第七中隊（将校二、准士官一、下士官一、兵一四二）は、機関銃隊から配属された立石曹長指揮の六個分隊の兵を加えて舎前に整列した。午前四時二五分頃、部隊は野中の指揮の下、警視庁襲撃部隊の先頭を切って當門を出て行つた。

6 第十中隊

一 第十中隊では、中隊長の島田信平大尉が歩兵学校へ分遣中のため、新井勲中尉（陸士四三期）が中隊長代理として隊を取り仕切つていた。新井は見習士官時代に菅波三郎中尉（当時）の薰陶を受け、爾来自他共に認める革新青年将校の一人であった。しかし、前章で述べたように、彼は二月一二日の夜、直接行動を迫る村中・磯部に激しく反対している。そのため安藤は、彼をさておいて、週番士官鈴木金次郎（陸士四七期、新品少尉）を籠絡して、第十中隊を出動せしめたのである。

不在の間に部下を連れ出された各中隊長が、安藤に対して烈火のごとく怒ったのは当然である。しかし、新井の場合ば、それまで安藤に同志的心情を抱いていただけに、むしろ裏切られたという思いの方が強かつたのではない

だろうか。しかも竜土軒の会合では、安藤も新井と共に蹶起に反対の立場をとっていたのである。さだめし屈折した感情に苛まれたであろう彼は、後に反乱軍と鎮圧軍の板挟みとなり、軍隊を率いて配置の地を離れたとして辱職の罪（陸軍刑法四三条）に問われ、禁錮六年の刑に処せられている。

鈴木は、新井に連れられて相沢公判の報告会に何回か出席しているが、思想的には問題のない、温厚で従順な隊付将校であった。新井は、「鈴木が事件に参加するとは、夢想だにしなかった」と書いている。⁽³⁾

その鈴木が、二二日午後安藤週番司令のもとに週番士官の申告に行くと、安藤から、「貴様もやつと俺の部下になつた。かねて話をしていた昭和維新を断行する。週番司令命令を出すから、腹を決めておけ」と云われた。驚いた彼が、週番司令にそのような権限があるのですかと尋ねると、「非常ノ場合ダカラ出来ル。心配ハ要ラヌ。今度ノコトハ鼻歌ヲ唄ッテ居テモデキルコトダ。万一間違ヘバ俺ガ全責任ヲ負フ」という返事が返ってきた（鈴木・予審調書）。

二五日、大久保の射場で兵を訓練していた鈴木は、安藤の招致で急ぎ連隊に戻り、「二六日早朝断行する。第十中隊は野中大尉の指揮に入る。同大尉の区署を受けよ」という命令を受けた。鈴木が、新井中隊長に参加するかどうかを聞いてくると言つたところ、「新井ハ心配シテイルカラダメダ、行クナ」と制止されてしまった。次いで、野中から警視庁を占拠する手順を指示された鈴木は、なおも心配で同期生の常盤に相談すると、「一カ八カ遣ルノダ。二十三年モ生キタカラ、モウヨイデハナイカ」といわれ、「命ヲ惜シングデイル様ニ思ハレルノガ嫌デ、黙ッテ」しました。

一旦射場に戻った鈴木は、帰隊後さらに同期生の清原に相談したところ、同人も参加するというので、ようやく決意したという（鈴木・将校班第一七回公判）。しかし彼は、予審官に対しては次のように述べている。

「當時ノ私ノ心境ハ、安藤大尉カラ鼻歌ヲ唄ッテ居テモ容易ニ昭和維新ガ断行出来ル様ニ云ハレタノデ、簡単ニ考ヘテ居タノデ、演習ニデモ行ク様ナ氣持デアリマシタ」（予審調書）

安藤の巧みな誘導に引っかかった鈴木は、深刻に考えもせぬ、安易に参加を承諾したのではないだろうか。そうでなければ、いかに安藤から口止めされようと、直属上官でしかも革新派の新井中尉に相談しないはずはない。

二 鈴木は二五日午後九時頃中隊の下士官を集め、今夜非常呼集があることを告げ、服装・携行品などについて指示を与えた。彼は、蹶起については詳しく触れず、詳細は野中大尉から聞くようにと云つて、一同を第七中隊の将校室に同行した。下士官たちは、そこで前述の野中の話を聞き、「同志として」蹶起に参加を求められていること、自分たちの攻撃目標は警視庁であることなどを初めて知った。

下士官の中で意識が高かつたのは、伊高花吉軍曹である。彼は、二月中旬昭和維新を断行しなければならぬという安藤の意見を聞き、これに共鳴していた。安藤は、彼の初年兵時代の教官であった。伊高は予審官に対し、われわれは重臣ブロックを打ち壊すために蹶起したと述べている（予審調書）。伊高が鈴木・野中の誘いに進んで応じたことは、いうまでもない。

その他の下士官たちも、命令によってではなく、「同志として」蹶起に加わることを承諾した。新井軍曹のごときは、風邪で二四日午後から就寝していたが、二六日午前二時頃出動準備の物音で目覚め、兵たちが悲壮な覚悟で出動することを知ると、一旦引き受けた週番下士官の任務を返上して、「政府が悪いなら退治してやる」つもりで参加を決意した（新井維平・予審調書）。また、井澤軍曹は、これは大変なることになると思って悩んだが、信頼する鈴木少尉が決心していたし、兵も出るのであれば、武士道からしても出なければならないと考えて決意したという（井澤正治・甲班第九回公判）。

三 兵たちは、二六日午前〇時三〇分頃各内務班長から静かに起され、出動準備を命じられた。第四班長の福島伍長は、野中から、「同志として出てくれ」「自分と同じ考え方の者は、自分の指揮下に入ってくれ」とぐれぐれもいわれたので、とくにこのことを兵に伝え、その意思を確かめた上で参加させたという（福島理本・予審調書）。

第十中隊（将校一、下士官九、兵一三二）は、午前三時五〇分頃機関銃隊一個分隊を含めて舎前に整列し、四時二五分頃野中の指揮の下、第七中隊に統いて警視庁に向って出発した。

7 機関銃隊

一 機関銃隊とは、当時の歩兵部隊としては重要な火器の重機関銃（射程距離約四、〇〇〇メートル、発射速度毎分四五〇発）を擁する部隊である。この隊を動員できれば、反乱軍の戦力は倍増する。しかし、同隊（銃隊長内堀次郎大尉）の週番士官は、革新派とは無縁の柳下良二中尉（陸士四五期）であり、参加の同意を取り付けることは期待できなかつた。そこで安藤は、一計を案じた。

二六日午前〇時過ぎ頃、安藤は一人柳下を週番司令室に招致し、週番司令命令として、相沢公判の進行に伴い帝都に不穏な情勢があるから警備につく、機関銃隊は一六分隊を編成し、これを野中部隊に八、坂井・安藤部隊に各四宛分属せしめよ、と指示した。しかし、この命令がでたらめなことは誰にでも判る。治安維持のための出動は、東京警備司令官の命令によらなければならぬ。そのような非常事態に、連隊長を始めとする幹部将校が、一人も連隊に来ていないはずはない。さらにまた、連隊が暴徒に襲われたような緊急事態であればともかく、市内警備のために週番司令が出動を命じるのは、明らかに越権である。

命令の真偽を疑つた柳下が黙つたまま立つていると、安藤は高飛車に、「週番司令ノ命令ヲ週番士官ガ受クルコ

トハ、何等懸念スルコトハナイ。直グ行ッテ処置ヲセヨ」と決めつけた。萎縮してしまった柳下は、直ちに隊に戻つて下士官を集め、出動準備を命ずる一方、銃隊長の自宅に使いを走らせた（柳下・予審調書）。安藤は、命令を与えたときの柳下について、「悲壯ナ顔色ヲ為シ、涙ヲボロボロ出シテ煩悶シタ状態」であり、事態を直感したと思うと供述している（安藤・予審調書）。

実は、柳下は二三日午後坂井から、情勢が逼迫しているのでいつ兵力を出さねばならぬかも判らぬが、その場合には機関銃隊も参加するかと打診され、返答に窮したことがあった。柳下は、その日の夕方これを内堀銃隊長に相談したところ、「そんなバカな事態はない。もしもそのような要求があつたときは、速やかに自分に報告せよ。自分の不在中は一兵たりとも出してはならぬ」と厳しく云われていたのであつた（柳下・第二回予審調書）。

しかし、頼みの綱の銃隊長は、二四日から豊橋に出張中で不在であった。万事窮した柳下は、すべてをことの成り行きに任せてしまつた。すでに彼は出動準備の過程で、野中部隊が警視庁へ、坂井部隊が齋藤内大臣邸へ向かうことなどを察知していた（柳下・第二回公判）。

「お前たちだけを見殺しにはしないから、しつかりやつてこい」と部下を励ました柳下は（長島武雄・予審調書）、「當門」で出動する部隊を涙ながらに見送つてゐる。

二 銃隊付の立石利三郎曹長は、昭和七年頃菅波三郎中尉（当時）から革新思想の洗礼を受け、その後も安藤の指導を受けた人物であった。二月二五日午後六時四〇分頃、立石は安藤に呼ばれ、重機関銃の数・性能などについて突つ込んだ質問を受け、さらに、銃隊にはお前のような考え方を持った者がほかにもいるかなどと尋ねられて、はつと思つたという（立石・同班第九回公判）。

二六日午前一時頃、柳下は立石以下の下士官全員を集め、「週番司令の命令により、銃隊長に代わつて命令する。

市内の暴動を鎮圧するため、次の区署により出動する。第一・第二・第三班は八個分隊を編成し、立石曹長を長として野中大尉の指揮を受けよ。第四班は四個分隊を編成し、松井軍曹（後に上村軍曹に変更）を長として安藤大尉の指揮を受けよ。第五班は四個分隊を編成し、鳥羽軍曹を長として坂井中尉の指揮を受けよ。第六班は予備とする。二年兵は全員出動、不足の場合には初年兵を当てよ。午前三時までに準備を完了せよ」という命令を出した（立石、上村盛満・予審調書）。一個分隊は兵八名で編成され、重機一銃を擁する。したがって、第三連隊から出動した重機は、全部で一六銃である。銃隊の重機は合計で一八銃だったから、そのほとんどが出払ったことになる。

柳下の命令を聞いた立石は、おそらくピンと来たであろう。その後彼は野中に会つて警視庁襲撃を告げられ、確實に出動の意図を知った。だが、彼は在京部隊が全部出るというので、あえてこれに参加する気になつた（立石・予審調書）。しかし、その他の下士官たちは、柳下の命令を額面どおりに受けとつて、出動の準備に取りかかつた。三 野中部隊に区署された八個分隊のうち、六個分隊が第七中隊に、残りが一個分隊ずつ第三・十中隊に各配属された。第一分隊長の長島伍長は、整列後に立石から警視庁に行くと云われて変だなと思った。しかし、行進の途中で常盤少尉から天誅を加えるのだと聞いて、初めて真相を悟つた（長島武雄・予審調書）。

坂井部隊に配属された鳥羽軍曹は、連隊を出発するときに坂井から、「國賊齋藤内大臣を暗殺のため前進を命ずる」といわれ、変なことをいうと不思議に思いながら出動した（鳥羽徹雄・予審調書）。彼は法廷で、「自分ハ夫ウ云フ話ヲ聞イタ時ハ、テンド夢ノ様ニ思ヒ、何ウシテ暴動ガ起キタノカ不審ニ思ヒ、或ハ齋藤内府ガ暴動ヲ起シタト思ヒマシタ」と述べている（同班第五回公判）。

安藤部隊に配属された銃隊員は、前述のように、靖国神社に向かうという安藤の号令で出発した。途中、陸軍省正門前で小休止が命じられた。そのとき一同は安藤から、実は鈴木侍従長の殺害に向かうことを告げられ、暴動鎮

圧という命令が嘘であったことを知った（上村・予審調書）。

機関銃隊から出動した兵力は、合計で下士官九名、兵一四七名であった。

二 歩兵第一連隊

歩一には、首謀者の一人栗原安秀中尉（陸士四一期、機関銃隊付）がいた。彼は、革新派の中でももつとも過激な男で、口癖のように「俺はやる」と言っていたところから、「ヤルヤル中尉」というあだ名を貰っていたといふ。⁽⁴⁾歩一の出動は、この栗原を中心に行われた。

1 第十一中隊

一 第十一中隊では、昭和一〇年一二月香田清貞大尉（陸士三七期）が第一旅団副官に転出した後、中隊長の補充がなく、隊付の丹生誠忠中尉（陸士四三期）が代理を務めていた。

二月二五日朝、なにも知らずに連隊に出勤した丹生は、栗原から明朝の決行を告げられた。彼は、法廷で次のように述べている。

「私ハ、栗原ヤ香田ト昭和維新運動ニ付テ同志トシテ交ツテ居タモノデアリマスカラ、斯ル場合ニハ決意セネバナラヌ立場ニアリマスノデ、参加スルコトニ決心シタノデアリマス」（将校班第八回公判）

しかし、丹生の心中は、もっと複雑だったはずである。彼は、任官当初から栗原と親しく交際し、思想面で影響を受けていたが、直接行動についてはむしろ消極的だった。二五日夜、香田は栗原に、「特ニ丹生中尉参加ニ付、大

丈夫カト念ヲ押」している（香田・憲兵調書）。香田は、最後まで彼の参加を危ぶんでいたのである。このような事情からであろう、蹶起後丹生は栗原から、すまなかつたといわれたが、「決行シタ以上、斯カル言葉ハ言ッテ貰ヒ度クナイ」と答えたという（丹生・憲兵調書）。

彼は、当番に命じて、自宅から軍刀二振を取り寄せた。一振では、怪しまれるといけないと考えたのである（前同公判）。丹生は、その前年の四月に結婚したばかりであった。

丹生は、襲撃目標とされた岡田啓介首相とは親戚関係にあり、首相秘書官の一人は叔父、一人は従兄であった。彼は憲兵に、決行がその前日まで自分に知らされなかつたのは、このような関係から秘密が漏れるのを警戒したからではないか、と述べている（憲兵調書）。

二 二五日午後八時頃、丹生は栗原から明朝午前五時に決行すること、丹生の任務は、第十一中隊と機関銃隊の一部を指揮して、陸軍省・參謀本部・陸相官邸周辺を警戒し、出入り者を制限して、村中・磯部・香田らの上部工作を援護することなどを指示された。これを受けた丹生は、午後一一時頃神谷曹長の部屋を訪ね、同人と豊岡・前田両軍曹に対して、明早朝を期していよいよやるのだ、午前二時頃下士官全員を集めよ、と指示している。

二六日午前二時三〇分頃、丹生は下士官一名を集め、蹶起趣意書を朗読してこれを各人に配布し、中隊に与えられた任務を説明し、「中隊長についてくるかどうか」を尋ねた。そのとき彼は、「責任は俺が持つから安心してついてこい」「全国一斉に起つ。夜が明ければ、山口週番司令が連隊長に報告し、連隊全員を率いて来る」などと述べている（神谷光、豊岡久男、横川元次郎・乙班第四回公判、中村伊三郎、水澤益、坂本靜・同班第五回公判）。下士官全員は、即座に丹生の勧誘に応じた。

前田仲吉軍曹は、かねてから栗原の指導を受け、埼玉挺身隊事件で検挙されたこともある筋金入りの人物であつ

た。彼は予審官に對して、「最初カラ自分達ノ行為ハ正シイト思ッテ居リマス。今デモ正シイコトヲシタト信ジテ居リマスカラ、少シモ後悔スルコトハ有リマゼン」と公言してはばからなかつた(予審調書)。しかし、その他の下士官たちにそれ程強い意識があつたわけではない。豊岡久男軍曹は、「断ると不忠者とか、卑怯者といわれるような気がして承諾した」と述べ(第四回公判)、河内禮雄軍曹も、「中隊長から一緒に来るかと尋ねられた場合、われわれの立場としては断るわけにはいかない」と述べている(予審調書)。もっとも、隊付の板橋三郎見習医官は、中隊の張りつめた空氣に動かされ、誘われもしないの自ら同行を申し出た(予審調書)。

三 午前三時三〇分、中隊の全員に非常呼集が掛けられた。丹生は全員を舎前に整列させ、中隊は昭和維新断行のため蹶起すること、任務は陸相官邸等の警備、出入者の制限であることなどを指示した。

午前四時三〇分頃、第十一中隊(将校一、見習医官一、下士官一一、兵一五二)は、配属された機関銃隊二個分隊も加え、丹生の指揮の下、機関銃隊の後尾に続行して營門を後にした。香田清貞大尉、村中孝次、磯部浅一らの首脳部も、これに随行した。

2 機関銃隊

一 機関銃隊(銃隊長小沢政行大尉)の週番士官は、林八郎少尉(陸士四七期、新品少尉)であった。直情徑行型の林は、その前年の一二月機関銃隊に配属されて以来、栗原の思想行動に共鳴するようになつていて、決行の空氣は、一週間ほど前から察知していたという。

二四日午後林は栗原から、二六日午前五時を期して首相官邸を襲撃し、首相を殺害することを告げられ、即座に参加を承諾した。

二三日朝、林は同期生の親友池田俊彦（少尉・第一中隊付）を訪ね、蹶起が間近いことを知らせた。温厚実直な池田は、革新思想に共感を抱いてはいたが、矯激な栗原の言動にはむしろ批判的であった。しかし、終日熟慮した彼は、拳軍一致でことが起こる以上、自分も参加するしかないと決意し、これを林に告げた。

二五日午後七時頃池田は機関銃隊に行き、栗原に参加することを報告し、機関銃隊員としての区署を受けた。彼は、兵を連れ出さなかつたことについて、次のように述べている。

「私ノ中隊ハ機関銃隊見タ様ナ下士官兵ニ御維新ニ参加スル丈ケノ教育ガ出来テ居ナイコトト、又中隊長ガコノ運動ヲシナイ人デスカラ迷惑ヲ掛ケテハナラナイト思ヒ、更ニ不成功トナッタ時、多数ノ兵員ヲ犠牲ニスルト思ツテツレテ行カズ、私一人参加シマシタ」（憲兵調書）。

二 栗原には、実弾を入手するという重要な任務があつた。弾薬庫の鍵は衛兵司令が厳重に管理し、その開扉と弾出しは、所定の手続きを経て、連隊兵器委員助手によつて行われる。栗原は、午後八時半頃兵器委員助手の石堂信久軍曹を呼び、銃隊長の許可を得ていると称して弾出しを求めたが、断られた。弾薬の臨時の授受には、兵器委員浅見中佐の許可が必要とされていたからである。栗原は、石堂を通じて週番司令山口大尉の許可を求めた。しかし、山口は、栗原たちの蹶起を黙認していたにもかかわらず、弾薬の持出しだけは許さなかつた（石堂・予審調書）。

一二時少し前、栗原は再び石堂を呼びつけ、弾を出すように求めた。石堂がこれを拒否すると、栗原はいきなり拳銃を突きつけ、「オ前ガ弾ヲ出サナケレバ、始末ヲシテモ持ッテ行クゾ」と迫つた。生命の危険を感じた石堂は、やむなくこれを承諾し、衛兵所から鍵を受け取つて弾薬庫の扉を開け、同行した林少尉が兵に命じて弾薬を取り出すのを見守つた。持ち出した弾薬は、小銃実包二八、八〇〇発、重機実包三、三七九発、拳銃実包三、二〇〇発な

どであつた。⁽⁵⁾

石堂は、その後部隊の出動直前まで、銃隊の将校室に監禁されていた（石堂・予審調書）。二六日午前二時三〇分頃、栗原は銃隊付の見習医官二名と下士官全員を集め、蹶起趣意書を朗読した後、これら日頃話していた昭和維新を断行するため、岡田総理大臣を襲撃すると告げ、部隊の編成、服装、携行品、集合時間等を指示し、直ちに非常呼集をせよと命じた。彼は、「命令トイウ言葉ヲ申シタコトハ絶対ニアリマセヌ」と言うが、同時に、「行動其物ハ明ラカニ命令形式ヲトッタ」ことを認めている（栗原・証人尋問調書）。

この点について、下士官たちは、日々に命令によつて強制されたという趣旨の供述をしている。しかし、彼らにとって栗原は、直属上官たる銃隊長ではなく、銃隊付の一教官に過ぎない。その栗原が、一方的に命令権を振りまわすことは考えられない。また、田島曹長が参加を断つているが、もし命令であれば、このようなことはあり得なかつたであろう。

彼と林は、日頃から兵と下士官に対して、熱心に思想教育を行つてゐた（林・第一回予審調書、伊藤尚平・予審調書）。その効果があつたのではないだろうか。これらの事情から、栗原が下士官に命令で参加を強制した事実はないといふとする。

栗原は、予審官から下士官・兵が加わった理由を問われ、次のように答えてゐる。

「下士官・兵ハ、私ガ平素昭和維新ニ関シテ徹底的ニ教育ヲシテ居マスルシ、ソウ申上ゲテハドウカト思ヒマスガ、銃隊ノ者ハ皆銃隊長ヨリモ栗原、林ニ絶対ニ信頼ヲ以テ居ルノデスカラ、個人的ニ摘出シナクトモ期セズシテ皆私達ト行動ヲ共ニスルニ至ッタモノデアリマス。別ニ命令関係デ強制シタ訳デハアリマセン。嫌ナモノハ其ノモノ考へ通り退カシテ、唯我々ノ秘密ヲ洩ラサヌ様ニシテ貰ヘバソレデヨイノデアリマスガ、銃隊デハ殆ド全員参加シテ居リマス」（第二回予審調書）

また、栗原は、証人尋問調書において、次のようにも述べる。当時の雰囲気の一端が窺えるのではないだろうか。

「……実包ヲ持チ、當時ノ準備前後ノ空氣、二年兵等ガ意氣軒昂タル状況等ヨリ見テ、下士官ガ首相襲撃ノ實行ヲ疑ツテイタナドトハ到底判断デキマセヌデンタ」

もつとも、全員が進んで積極的に参加したものでないことも、もちろんある。栗原の指示に「非常ナ疑惑ト不安」を感じていた中川千代八伍長は、原隊に戻りたい一心から、二七日午後六時半頃首相官邸で、誤って発砲したかのように装い、自ら拳銃で右手掌を撃ち抜いて病院に収容されている（中川・予審調書）。

三 機関銃隊（将校二、見習医官二、下士官八、兵二七六）は、舎前で栗原の激越な訓示を受けた後、午前四時三〇分頃麹町区永田町の首相官邸を目指して當門を出た。部隊には、前述の池田少尉のほか、對馬勝雄中尉（豊橋陸軍教導学校付・陸士四一期）、尾島健次郎特務曹長（歩一・歩兵砲隊）が加わっていた。

当日の衛兵司令は、第十中隊の関根茂萬伍長勤務上等兵であった。當内を巡察していた関根は、午前三時四〇分頃機関銃隊の舎前で、兵が実包を持ってゐるのを見た。驚いた彼は、直ちにこれを山口週番司令に報告したが、山口は何の処置もとる様子がない。関根が、「衛兵司令として、黙つて見ているわけにはいきません」と言つても、山口は、「銃隊の非常呼集だらう」と言つて、取り合わなかつた（関根・予審調書）。

銃隊付の島田利治曹長は、當時週番副官として勤務していた。島田も、関根から機関銃隊が実包を携帶しているという報告を受けたが、銃隊は平素実包を使用することが多く、また演習後に射撃訓練をすることがあるので、深く意に留めなかつた。彼は、機関銃隊の出門は夜間演習のためと思つて、衛兵に命じて正門を開けさせ、これを見送つた。⁽⁶⁾

島田は、銃隊に続いて出門した第十一中隊に、歩一とは関係のない香田大尉と面識のない将校二名が随行しているのに気づいて、多少怪しみだ。彼は、直ちにこれを週番司令に報告したが、山口から、香田は最近まで第十一中隊長だったのだから見学だろうと言われて、納得したという（島田・予審調書）。

三一 近衛歩兵第三連隊

一 近歩三で反乱に加わった部隊は、中橋基明中尉（陸士四一期）が中隊長代理を務める第七中隊だけである。

栗原と同期の中橋は、栗原同様に過激派の一人であった。彼は、昭和九年埼玉挺身隊事件に関連する事件で満洲へ左遷されたが、同一〇年一二月近歩三に復帰の命令を受け、同一一年一月一日第七中隊長代理として着任した。

中橋は、二月二二日午後九時頃栗原宅を訪ねた。この夜栗原宅では、村中・磯部・河野・栗原による最終謀議が行われていた。彼はこの会合には出席せず、終了後に栗原から決定事項を知らされた（中橋・将校班第一回公判）。

近歩三では、二九日から野営演習に行くため、二五日には日直勤務制がとられていた。第七中隊の日直士官は筒井善吉特務曹長であったが、中橋は午後八時頃「野営準備のために隊に泊まるから、日直を代わってやる」という口実で筒井を帰宅させ、自ら日直士官となつた（今泉・第二回予審調書）。体よく邪魔者を追い払つたのである。

二 二五日午後五時三〇分頃、帰宅しようとしていた第七中隊付の齋藤一郎特務曹長は中橋から呼び止められ、話があるから今夜九時頃大江昭雄（曹長、近衛師団司令部勤務）を誘つて、一緒に中隊へ来いといわれた。齋藤と大江は、共に中橋が以前隊付をしていた第六中隊に勤務した関係で中橋と知り合つた。また大江は、彼から思想教

育を受け、これに共鳴した同志でもあった。

事件を予知した一人が軍装を整えて中隊へ行くと、中橋は明朝同志が一齊に蹶起し、第七中隊は高橋蔵相襲撃を担任することになつてゐる旨を打ち明け、参加を要請した。齋藤は、近衛の部隊が直接行動をとるのはよくないと諫めたが、聞き入れてもらえたかったので、中橋に対する情誼から行動を共にする決意をした。また、「天皇親裁ヲ明ラカニスル為ニ重臣ノ奸ヲ倒サナケレバナラナイ」と決心した大江は、参加を快諾している。

二六日午前〇時三〇分頃、齋藤は中隊の下士官三名を集め、中橋の意図を伝え、「これは中隊長の命令だ。お前らは心配する必要はない。責任は中隊長にある」と決断を迫つた。三人は、命令なら仕方がないと思ってこれに同意した。下士官の一人、箕輪三郎軍曹は、法廷で法務官から「連隊長を殺せと言わざれど殺すか」と尋ねられ、「其当時ハ、不法ノ命令デモ肯クト云フ様ナ氣分デアリマンタ」と答えていた(乙班第二回公判)。

中橋は、「下士官を強要して連れていく気はなかつた。自分が言うと自由に進退を決することができなくなるだらうと思い、齋藤を通じて参加の諾否を聞かせたのだ」という。そして、彼らはある程度の理解を持つて参加したと信じるが、「今日ノ破目ニ陥ッテハ、堅キ信念無キ彼等トシテハ、或ハ全然私共ノ強要ノ下ニ引キ摺ラレテ行ッタカノ如ク述ベルカモ知レマセヌ」と述べる(中橋・証人尋問調書)。しかし、この点については、齋藤の、「中橋は着任なお日が浅く、下士官にあまり親しみがなかつた。先任者である自分を引き入れて勧誘させたのは、そのためであろう」という供述の方に説得力がある(乙班第九回公判)。

齋藤と大江は、中橋に随行して歩兵第一連隊に行き、栗橋から小銃実包一箱(一、四四〇発入)、拳銃実包四箱などを受領して、午前一時頃中隊に持ち帰つた。

三 第七中隊には、隊付将校として今泉義道少尉(陸士四七期、新品少尉)がいた。当初中橋は、革新派ではな

い彼を誘うつもりはなかつた。しかし、中橋は、行動を起こす直前に方針を変更した。その理由について、彼は次のように述べている（第一回予審調書）。

「当時私ノ考トシテハ、私ト今泉少尉トハ恰モ宮城守衛控将校ニ当ッテ居マシタノデ、先ヅ私ト中島莞爾トデ突入部隊ヲ率ヒ高橋蔵相殺害ヲ決行シタ上、一旦所屬連隊ニ帰リ、今泉少尉ト共ニ控兵小隊ヲ引率シ守衛隊司令部ニ行ケバヨイト思ヒマシタガ、高橋蔵相私邸襲撃後ノ情勢ニ依リ夫レガ出来スカモ知レヌト考ヘタノデ、最初ヨリ突入部隊ト共ニ控兵小隊ヲ引率シテ行ッタノデアリマス」

彼は、午前三時頃蹶起に参加する中島莞爾少尉（鉄道第一連隊、陸軍砲工学校分遣中・陸士四六期）と共に今泉を起こし、「非常呼集をやる、直ぐ御守衛の服装をして外に出ろ、俺は高橋蔵相をやつづける」と命じた。

青天の霹靂ともいうべき中橋の言葉に、今泉はしばらく言葉を失つた。彼は、部屋に残つた一期先輩の中島に向かつて、このような大事を今まで知らされることもなく、急に命じられるのは不愉快だと激しく抗議した。しかし、中島から、「嫌なら強制はしない。しかし、中隊は全員出て行くぞ」といわれ、また、「昭和維新の人柱には、成否は眼中にない」という中島の信念に感動して、中橋に従うことを決意した（今泉・第一回予審調書⁽⁷⁾）。

四 午前四時頃、中隊全員が明治神宮参拝と称して非常呼集が掛けられた。午前四時四五分頃、中隊は中橋の指揮の下に営門を出発した。中隊には、中島少尉と大江曹長が加わっていた。

中隊は非常呼集の時点から二分されており、高橋邸を襲撃する突入隊（第一、第三班の兵）は軍装で中島少尉が指揮し、宮城に向かう守衛控兵隊（第二、第四班の兵）は御守衛の服装で今泉少尉と齋藤特務曹長が指揮をとつた。中橋は、出発に当たつて明治神宮参拝と称したのは、控兵隊に襲撃を知らせたくなかつたからだと述べている（将校班第一回公判）。

出動した第七中隊のうち、後に反乱軍とされた突入隊の兵力は、将校二、准士官一、下士官一、兵五七名であった。

- (1) 匋坂資料Ⅱ九〇頁収録の、第一師団兵器部調べ「叛軍携行弾薬調査表」による。
- (2) 反乱参加者の数は、前掲匂坂資料Ⅱ一五四頁の表による。以下の各部隊の参加者数についても、同様である。
- (3) 新井勲 前掲書一三一頁。
- (4) 松本清張『二・一六事件』第一巻二四九頁（一九八六年、文芸春秋）。
- (5) 前掲匂坂資料Ⅱ九〇頁の表による。
- (6) 匋坂資料Ⅰ三八六頁所収の、一師戒治第六四号「事件発生當時ニ於ケル週番勤務者及風紀衛兵調査ニ関スル件」と題する書面による。
- (7) 今泉は、憲兵の取調べに対し、「中橋を殺して兵を助けようと決心し、その機を窺っていたが、ついに決行することができなかつた」と述べ、予審官に対しても、当初は同様の供述をしていた。しかし、予審官から追及された結果、これが虚言であったことを認め、「コノ嘘ヲ今マデ固執シテ居タノデアリマシテ、誠ニ慚愧ニ堪ヘマセヌ」と述べるに至った（第一回予審調書）。

第四章 反乱行為の概要

一 反乱罪の成立

陸軍刑法（明治四年法律第四六号）第二五条は、次のように規定していた（海軍刑法第二〇条も同文）。

第一五条 党ヲ結ヒ兵器ヲ執リ反乱ヲ為シタル者ハ左ノ区別ニ従テ処断ス

一 首魁ハ死刑ニ処ス

二 謀議ニ参与シ又ハ群衆ノ指揮ヲ為シタル者ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他諸般ノ職務ニ従事シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

三 附和隨行シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

ここに「党ヲ結ブ」とは団体を結成することをいい、「反乱ヲ為ス」とは軍の組織・秩序に逆らつて敵対行為に出ることをいう。したがつて、法的には、出動部隊が各連隊の當門を出た時点で、本罪が成立したといふべきである。ただ事件全体を評価するには、その後の各部隊の行動をみるべきことはいうまでもない。

事件の経過はすでに広く世に知られているが、軍法会議の裁判記録によつて初めて明るみに出た事実も少なくない。ここでは、将校班・下士官甲班・下士官乙班の裁判記録（公判調書と証拠書類）と判決書⁽¹⁾に基づいて、各部隊の行動経過を追つてみる。

二 二月二六日午前

1 丹生部隊と首脳部

一步一の第十一中隊を主力とする丹生部隊約一七〇名は、午前五時頃麹町区永田町の陸軍大臣官邸に到着した。丹生は、主力部隊を同官邸表門に位置させた上、隣接する陸軍省、參謀本部の各門にも武装兵を配置し、特定人以外の出入りを禁止し、かつ陸軍省通信所を占拠して電信電話を停止させた。陸軍の中核部を押さえることに

よって、上層部にプレッシャーをかけたのである。

二 武装兵を伴つて陸相官邸を訪れた香田・村中・磯部の首脳部は、川島義之陸軍大臣に面会を申し入れた。生命の危険を感じた川島は、風邪で就寝中との口実を構えて会うのを渋つたが、再三の催促を受け、六時四〇分頃ようやく彼らの前に現れた。川島に対して、香田らは蹶起趣意書を朗読し、事件の状況を説明した後、「陸軍大臣ノ断乎タル決意ニ依リ速ニ事態ヲ收拾シテ維新ニ邁進スルコト」などを求めた「陸軍大臣ニ対シ要望スベキ事項」と題する書面を提出し、川島に決断を迫つた。

本来であれば、陸軍の長たる川島としては、統帥を率い、軍を私兵化した香田らを厳しく叱責すべき場面である。しかし、彼は、正面切つて彼らを非難することができず、「斯クマデ思ヒ詰メテ居タナラバ、何故早ク云ッテ吳レナカッタカ」と愚痴るのが精一杯であつた。村中は、「陸相ハ、私共ノ行為ガ惡イトハ云ハレズ、私共ノ精神ヲ認メラレタ様デアリマシタ」と述べている（将校班第三回公判）。

困惑しきつた川島は、香田らの求めに応じて、青年将校に信望のあつた真崎甚三郎軍事参議官らを呼んで会談に加えた。真崎が到着したときの様子について、当時表門で連絡に当たつていた磯部は次のように述べる（同班第五回公判）。

「真崎大将が来邸シタノニ会ヒマシタノデ、同大将ニ状況ヲ御承知デスカト云ヒマシタ処、同大将ハ非常ニ緊張シタ顔付デ、トウトウヤッタカト云ハレマシタノデ、私ハ私共ノ蹶起ノ趣意ガ枉ゲラレテハ困ルト思ヒ、同大将ニオ願ヒシマスト云ヒマシタ処、同大将ハ判ツテ居ルト云ハレテ車ヲ降リテ官邸内ニ入りマシタ」

川島は、午前一〇時頃報告のため皇居に向かい、香田らは陸相官邸で待機する形となつた。

2 栗原部隊

一步一の機関銃隊で構成される栗原部隊約三〇〇名は、午前五時頃麹町区永田町の内閣総理大臣官邸に到着し、通用門と裏門の二個所から邸内に侵入して、拳銃で防戦する官邸詰めの警察官と乱戦になった。中でも林少尉は、警官一人を軍刀で刺殺し、背後から組み付いてきた警官を投げ飛ばした上これを斬殺した。さらに林は、中庭に人がいるという報告を受けて島崎正次、関口健司両二等兵に射撃を命じ、内閣総理大臣秘書官事務嘱託松尾傳蔵（岡田首相の義弟・退役陸軍大佐）を射殺させた（林・将校班第九回公判）。

松尾の遺体には、三個の銃創のほか、三個所の「銳利ナル兎器ニ因スル」切創があった（死体検案記録）。切創が短いところからみると、そのいずれもが兵士の銃剣での刺突によるものと思われる。

首相官邸では、このほか二名の警察官が、銃剣と銃弾によつて殉職している。しかし、栗原らが松尾の遺体を岡田首相と誤認したため、肝腎の岡田は女中部屋に潜んで虎口を逃れ、後に弔問客に紛れて官邸を脱出した。

栗原部隊は、その後も二九日まで首相官邸の占拠を続けた。

二 午前九時頃、栗原・中橋・中島・池田は約五〇名の兵士らを指揮し、機関銃などを携行し、軍用自動車三両に分乗して麹町区有楽町二丁目の東京朝日新聞社に至り、従業員に拳銃を擬して、「国賊朝日新聞を膺懲する」などと脅迫して屋外に退去させた上、活字ケース全部を覆し、一時新聞の発行を不能ならしめた。その後栗原らは、東京日日新聞社、時事新報社など新聞各社をまわり、「蹶起趣意書」を配布して、その掲載を要求している。

3 坂井部隊

一步三第一中隊を主力とする坂井部隊約一八〇名は、午前五時頃四谷区仲町三丁目の内大臣齋藤實私邸に到

り、軽機関銃で雨戸を破壊して屋内に侵入した。坂井中尉、高橋少尉、安田少尉及び林武伍長は、同邸一階の寝室において、起きてきた齋藤を拳銃で射撃し、また中島与兵衛上等兵は軽機関銃を二十数発発射し、齋藤の全身に數十個の銃創を負わせて同人を殺害し、身をもつて齋藤をかばった春子夫人に対しても、過って三個所の銃創を負わせた。

高橋は、当時の状況を次のように生々しく供述している（第一回予審調書）。なお、坂井は、中島が自ら「私にも撃たして下さい」と云つて、軽機を腰だめにして撃たと/or いる（第一回予審調書）。しかし、林伍長は、中島はそのようなことを申し出るほど勇気のある男ではなかつたから、多分坂井の命令によるのではないかと供述している（林武・第一回予審調書）。

「……内府ハ寝台ノ側ニ立ッテ居リマシタノデ、我々ハ異口同音ニ『国賊』ト叫ビソツ三、四米ノ距離カラ、安田少尉ガ拳銃ヲ数発、坂井中尉ガ数発、私ガ三、四発、林伍長ガ数発宛齋藤内府ヲ目掛けテ発射シタルニ、同内府ハヨロメキナガラ一言モ発セズ、室ノ向ッテ右隅ニ倒レマシタ。其ノ時誰カガ『軽機ヲ射テ』ト云ヒマシタノデ、多分我々ニ従ツテ來タ歩兵上等兵中島与兵衛ト思ヒマスガ、軽機ヲ腰狙ニシテ約二十発位、既ニ我々ノ拳銃弾ニヨリ人事不省トナツタ齋藤内府ヲ射撃シタノデアリマス。其ノ瞬間、夫人ハ我々ヲ押除ケ、内府ノ上ニ覆冠サリ、身ヲ以テ内府ヲ庇ヒ、夫人ハ『私モ殺シテ下サイ』ト絶叫シマシタガ、夫人ニ危害ヲ及サヌ為ニ夫人ノ下カラ狙ッテ、拳銃ヲ以テ私ガ一発『トドメ』ヲサスベク射撃シ、完全ニ殺害シタ」

遺体には、無慮四七個所もの弾痕があつた（医師の死体検案書）。司法警察官の検証調書は、現場の様子を次のよう�述べる。

「寝室内畳上ニ血痕ノ点々トセルヲ認ム。寝室内南方障子ニ接近シテ、中央ヨリ少シク西寄リニ頭部ヲ西北方ト

シ、顔面ヲ稍下方ニ向ケ、両手ヲ顔面前ニ組メル如クシテ倒レ居ル子爵ノ死体アリ。其ノ頭部下脣ニハ相当多量ノ出血ヲ認メ、頭部ニ四ヶ所、顔面ニ五ヶ所ノ弾創痕アリ。子爵ノ着セラル衣類ニモ多量ノ血痕附着シ居リ、其ノ背後脣上及ビ着セラル衣類内ヨリ、拳銃弾ノ薬莢三ヶヲ発見押収ス」

坂井は兵を集め、血糊に染まつた手を示し、「皆よく見よ、これが奸賊齋藤の血だ」と言い、全員で万歳を叫んだ（麥屋清濟・第一回予審調書）。その後部隊の主力は、坂井の指揮で陸軍省に向かった。

二 高橋と安田は、齋藤内大臣を殺害した後、下士官・兵約三〇名を指揮して、田中勝（陸軍砲兵中尉、野戦重砲兵第七連隊所属・陸士四五期）が差し回した軍用トラックに乗つて杉並区上荻窪二丁目の教育総監渡邊錠太郎の私邸に向かい、六時過ぎ頃到着した。高橋らは、軽機関銃で玄関ドアを破壊して屋内に入ろうとしたが、警護の憲兵から応射され、安田、木部正義伍長、吉田一等兵が負傷した。兵士たちは、庭木戸から庭にまわり、茶の間前のガラス戸を開けて屋内に侵入した。

気丈なすゞ夫人は、寝室（一〇畳の間）の襖の前に立ちふさがり、「土足ノ儘、無断デ人ノ家ニ侵入スルトイフ法ガアリマスカ、ソレデモ日本ノ軍隊デスカ、見レバ歩三ノ兵ノ様デスガ、如何ナル訛デアリマスカ、話シテ下サイ」などと叱りつけ、一瞬侵入者たちをひるませた。しかし、長瀬伍長が夫人を抱きかかえるようにして押しのけ、安田が寝室に入った。そのとき、布団を楯に伏せ射ちの姿勢で待ち構えていた渡邊が拳銃を発射した。弾は安田の軍刀の柄頭に命中して左肘をかすめ、安田はその衝撃で倒れた。次の瞬間、高橋、安田らは拳銃で、また中島上等兵は軽機で、渡邊を乱射した。続いて長瀬が布団を剥いで、虫の息の渡邊の身体に拳銃弾二発を撃ち込むと、渡邊はぴくぴくと動いた（長瀬一・予審調書）。

高橋は、法廷で次のように述べている（将校班第一四回公判）。

「總監ハ倒レ、人事不省トナツタ様デシタガ、尚続ケテ拳銃ヲ射ツト其ノ度ニ身体ガ動クノデ、私ハ最後ノ『トドメ』ヲ刺スベク拳銃ヲ物入レ（筆者注、ポケットの意）ニ入レ、所携ノ軍刀ヲ抜キ、倒レテ居ル同總監ノ首筋ニ國賊ト叫ンデ斬付ケ、完全ニ同總監ヲ殺害シ（タ）」

遺体には、後頭部など一四個所に拳銃及び小銃による銃創、後頭部など三個所に切創があつた（医師の死体検案書）。司法警察官の検証調書は、悲惨な現場の状況を次のように描写する。

「（電気）座布団ト敷布団トノ間ニ巾一尺、長サ一尺五寸ノ血痕並血塊アリ。（中略）押入襖間北方ヨリ一尺ノ箇所ニ巾七寸、長一尺ノ血痕、一部血塊トナリ存置ス。同所角柱脇ニ、長二寸余ノ骨片三個アリ。屍体脇血痕アル箇所ニ五箇ノ弾痕ヲ認ム。同室ノ周壁ニ付検スルニ、東方襖（中略）中央襖ニ二個ノ弾痕アリ。（中略）押入襖ハ右端ヨリ一尺、敷居ヨリ三寸ノ箇所破れ、破端ハ外部ニ向カヒ、周囲ニ血痕甚ダン。骨片、破損部押入内側ニ大ナルモノ散乱ス。左側疊上ニ血痕ト相連リ、血痕上方襖上ニ飛散附着ス。襖右側ノモノ四箇、左側ノモノ二十箇ノ弾痕アリ（以下略）」

陸軍大将渡邊鋭太郎は、拳銃を手に握ったまま絶命した。弾は、六発全部が射ち尽くされていた。壮烈な戦死を遂げたのである。

この日二女の和子（一〇歳）は、父母と同室で寝ていた。彼女は銃声で目覚め、一旦室外に出たが、父を案じてか再び寝室に戻り、父が斬られるまでの一部始終を目撃している。彼女は、銃撃戦の間、父の後ろ側（北側）の襖に立て掛けあつた応接台（和室用テーブル）の蔭に潜んでいたが、幸い無事であった（宮沢道彦大尉調「渡邊大將遭難當時ノ状況」）。検証調書によると、この応接台に一個、背後の襖に合計二二個、上部と脇の壁に八個の弾痕があつた。和子が無傷であったのは、奇跡としか言いようがない。

渡邊邸には、新井伍長ら二名の憲兵が常駐して警護に当たっていた。午前五時四〇分頃牛込憲兵分隊から、「齋藤侍従長宅が襲われたので警戒せよ。応援を派遣する」との電話連絡が入ったが、新井はこれを渡邊に告げることを怠つた。渡邊家から一軒置いた隣には彼の女婿が住んでいたから、通報を受けた憲兵が直ちに処置をとれば、渡邊が避難できた可能性は大きい。宮沢大尉は、「憲兵が沈着失失し、臨機ノ処置ニ遺憾ノ点アリシモノト認メラル」と記している。

襲撃部隊が引き揚げようとしたとき、僅か二名の応援憲兵が到着した。しかし、たちまち兵たちから狙撃され、うち一名は右肩貫通銃創を負つた。

4 中橋部隊

一 近歩三第七中隊を指揮し、明治神宮参拝と称して當門を出た中橋は、赤坂区表町三丁目の大蔵大臣高橋是清私邸（現在の高橋は清記念公園）手前約五〇メートルの薬研坂上で部隊を停止させた。彼は、控兵小隊をシャム公使館前の路上に待機させた上、突入小隊に対しても実弾を配付し、「弾込め、着剣」を命じた。中橋は、「これから國賊高橋是清を殺す」と初めてその意図を明らかにし、まず警護の巡回の喉元に銃剣を突きつけ、その抵抗を排除せよと指示した（箕輪三郎・乙班第二回公判）。しかし、兵たちには、別段動搖の色は見られなかつたという（宗形安予審調書）。

中橋は、控兵小隊の長今泉少尉に対して、「オ前ハ控兵部隊ト共ニ、此處デ南ニ向イテ待ツテ居レ」と待機を命じた上、午前五時頃突入小隊六三名を率いて高橋邸に到着した。兵士に警護の警官を制圧させた中橋と中島は、兵若干名を指揮して屋内に乱入りし、奥二階一〇畳の間で臥床中の高橋を見つけた。中橋が至近距離から拳銃三発を発射

し、続いて中島が軍刀で三回ほど斬りつけて、同人を殺害した。当時の模様について、中橋は次のように述べる
（第一回予審調書）。

「私等ガ表門ヨリ侵入シタ際、一名ノ警官ガ大声デ叫ビ立テ居ツタノデ、家人ハ眼ヲ覚シ、階上階下ノ電燈ヲ点ケ騒イデ居リマシタ位デアリマスカラ、其ノ当時ヨリ同歳相ハ当然眼ヲ覚マシ、状況ヲ知ツテ居ラレタモノト思ヒマス。然ルニ、私ト中島ガ階上ノ寝室ニ闖入シタ際、高橋歳相ハ少シモ周章狼狽スル所ナク、泰然自若トシテ臥床シ居リ、私が掛蒲団ヲ跳ネ除ケ、『天誅』ト叫ビナガラ拳銃ヲ差向ケタ際ニモ、更ニ微動ダモセズ、既ニ覚悟ヲ定メテ慾憇トシテ居ラレマシタ。拳銃ヲ発射シタ時、僅カニ呻キ声ヲ發シ、身体ヲ動カサレマシタガ、其ノ態度ハ我ナガラ立派ナモノデアルト感心シマシタ」

遺体には、三個の弾痕と五個所の切創があつた（医師の死体検案書）。高橋は、若くしてアメリカに渡り、奴隸として売られるなどの辛酸を嘗めた。帰国してからは、学校の校長、相場師、専売特許所長、鉱山師など有為転変を繰り返した後、財界に入り、日本銀行総裁、大蔵大臣を経て、ついには内閣総理大臣にも任せられるという、一世の風雲児であつた。⁽²⁾

二 中橋は高橋邸からの退去に際して、表門内でミドリ筒（催涙ガス）に点火させていた。「決行後暫ク家人ノ通行ヲ遮ル為」というが（中橋・第一回予審調書）、その必要はなかつたはずである。

彼は、突入小隊を大江曹長に引率させて首相官邸に向かわせた後、待機していた控兵小隊（合計六二名）に戻り、これを引率して、午前六時頃皇居内の守衛隊司令部に赴いた。そして、明治神宮参拝の途中異変が起きた様子だつたので、宮城内の警備を案じて急遽駆けつけたと称して門間司令官を欺いた。

その少し前、門間は、大宮御所（高橋歳相私邸の向かい側にある）の守衛隊司令今井中尉から、皇宮警察の通報

として、高橋蔵相襲撃の部隊は中橋中尉の指揮による旨の連絡を受け、半信半疑であった。そこにいきなり問題の中橋が現れたので、「狐ニ欺サレタ様ナ氣持ヲ抱」いた門間は、犯行者が控兵を率いて来るはずはないから、先ほど
の通報は間違いだつたのだろうと考え、中橋の申し出に応じて彼を坂下門の警備つけた（近衛師団參謀長岡田實作成の昭和一一年三月二十五日付「二・二六事件勃発當時ニ於ケル守衛隊関係事項、特ニ叛徒介入ニ関スル状況」による）。

三 中橋の供述では、彼の目的は、坂下門を制して、奸臣の参内を阻止するにあつたという。彼はあらかじめ栗原と、本庄侍従武官長以外は通過させず、軍人は全員陸相官邸へ、また文官は全員首相官邸へ迫いやろうと打ち合
わせていたと言つてゐる（中橋・第三回予審調書）。

中橋は、警視庁の屋上から手旗信号による連絡があるはずだったが、ついにその気配はなかった、自分も手旗を
持つてきていたが、信号はしていない、と述べている（第三回予審調書）。しかし、前記近衛師団參謀長の回答書に
よると、守衛司令官から中橋の行動に注意するよう命じられていた片岡栄特務曹長は、中橋が皇居正門南側土堤
に上り、外部と手旗信号によつて連絡しようとするのを発見し、直ちに手旗を取り上げて守衛隊本部に連行した、
とある。また、右回答書も触れているが、この朝中隊の通信手長野峯吉一等兵は、中橋から命じられて三時間も雪
の上で警視庁からの手旗信号を待ち、結局待ちぼうけだつたという事実がある。⁽³⁾ このような証拠を踏まえてであ
る、起訴状には次のように記載されているが、判決書はこの点の事実認定をカットしている。

「(中橋は)自ラ坂下門ノ警備ニ當ラムコトヲ進言シ、兵力ヲ以テ同門ヲ扼シ、豫テ申合セタル警視庁占拠ノ叛徒
ト通信ヲセムガ為、正門南側ノ土壘ニ上リ信号セムトシタルモ、怪マレテ目的ヲ達セズ」
問題は、この未遂に終わった通信の内容である。

中橋が赴援隊を装つて皇居に入った真意については、今日なおさまざまな推理を呼んでいる。単に重臣を排除するだけではなく、外部の蹶起部隊を入門させ、皇居を占拠しようとする計画ではなかつたか、というのである。⁽⁴⁾もしも彼らがそこまで企てていたとすれば、警視庁占拠部隊との通信の失敗は、蹶起部隊にとって致命的なミスということにならう。

この点については、栗原の第二回予審調書の次の記載が問題となる。

「問 同人（筆者注、中橋をいう）ガ坂下門ニアッテ、當時被告人等トノ連絡ハ如何。

答 ソレハ私ハ関係シマセンガ、野中部隊ガ警視庁屋上カラ中橋中尉ヘ宮中ノ号砲台ノ上カラ手旗信号ヲ遣ルコトニナツテ居リ、中橋ガ遣ッタガ野中大尉ハ遣ラナカツタ様デス。野中大尉ハ自殺サレタソウデスガ、自殺スル程アッテ、常ニ決心ガ動搖シテ居タ様ニ見受ケマシタ」

野中は、蹶起将校中の最古参者であり、蹶起趣意書の名義人でもある。その先輩に対する栗原の、異常とも思えるこの冷たい言葉は、一体何を意味しているのであろうか。通信の失敗が単なる連絡ミスに過ぎなかつたのであれば、ここまで非難めいた言葉を吐くことはないようにも思われる。

仲乗匠は最近の著書で、前記近衛師団參謀長の回答書とこの栗原の供述などを根拠として、中橋・栗原の皇居占拠計画を推論する。⁽⁵⁾これは傾聴に値する立論である。しかし、残念ながら裁判記録には、これ以上それを裏付ける証拠はない。軍法会議は、意識的にこの問題を避けたのではないかという印象さえあり、真相はなお謎に包まれている。

四 中橋の言動に不審を抱き始めた守衛隊司令官は、中橋を司令部に呼び戻し、監視の下に置いた。不安に苛まれた彼は、監視の隙を窺い、午前八時頃宮城正門から脱出した。中橋は、警視庁を経て首相官邸に向かつたが、そ

の途中で東京朝日新聞社に向かう栗原と出会い、前述の同社襲撃に参加した。その後彼は首相官邸に至り、すでに到着していた突入小隊に合流した（中橋・将校班第一回公判）。

5 安藤部隊

歩三第六中隊を主力とする安藤部隊約二〇〇名は、午前四時五〇分頃麹町区三番町の侍従長官邸に到着し、屋内に侵入した。同邸奥八畳の間で発見された鈴木貫太郎侍従長を目掛け、永田露曹長が一発、堂込喜市曹長が二発拳銃をほぼ同時に発射し、鈴木の胸部、臀部等に全治六週間の銃創を与えた。

銃声を聞いてその場に駆けつけた安藤は、鈴木の脈を確かめてとどめを刺そうとしたが、孝子夫人から哀願されて思い止まつた。おびただしい出血を見て、それには及ばないと思ったのである。彼は、兵士らに起立・脱帽・侍従長に対する最敬礼を命じ、静かに退去した。安藤の惻隱の情によつて九死に一生を得た鈴木は、周知のように、終戦時の内閣総理大臣をつとめることになる。

安藤は夫人に、「私等ハ鈴木閣下トハ主義ガ違ヒ、意見ヲ異ニシテ居ルカラ、閣下ヲ憎ンデヤッタノデハナイ、悲シイコトデス、オ氣ノ毒デス」と言つて涙をこぼしたという（永田・乙班第六回公判）。彼の人柄がしのばれるエピソードである。

その後安藤部隊は、陸軍省に向かつた。

6 野中部隊

歩三の第三・第七・第十中隊を主力とする約五〇〇名の野中部隊は、午前五時頃桜田門前の警視庁に到着した。

部隊は、警視庁の周囲に兵士を配置してこれを包囲、封鎖した上、同庁特別警備隊長らに蹶起の趣意を告げて同庁を占拠し、警察権の発動を完全に阻止した。幸いにここでは、流血の惨事は一件も起きなかつた。

三 二月二六日午後

— 全般的状況 齋藤内大臣を襲撃した坂井部隊の主力、渡邊教育総監襲撃の同部隊の別働隊、鈴木侍従長を襲つた安藤部隊は、襲撃終了後続々と陸軍省周辺に到着した。これらの部隊は、先着の丹生部隊と共に、陸軍省・参謀本部を中心とする三宅坂一帯（現在の憲政記念館周辺）に配置され、交替で警戒に当たつた。着剣した兵士が交通を遮断し、要所々々には重機関銃を据え付けて、周囲を睥睨したのである。その兵力は五〇〇名を超えてゐる。

一方、栗原・中橋部隊は首相官邸を、また野中部隊は警視庁を引き続き占拠し、その周囲に武装兵を配備した。この日、わが国の政治・軍事・治安の中核部である麹町南部地区は、すべて反乱部隊によつて制圧されていた。

兵士たちの糧食は、昼食以降すべて歩一・歩三の原隊から届けられた。寒さに備えるために、外套・手袋・毛布・木炭などが届けられ、小夜食も支給されている。しかし、近歩三だけは、中橋の要請をくねつくべもなくはねつけ、一切の給養を拒んだ（中橋・将校班第一回公判）。ことともあろうに近衛連隊から反逆者を出したことへの怒りが、このようないきな措置になつて現れたのであらう。そのため近歩三の兵士たちは、糧食はもちろん、毛布・外套・手袋に至るまで、すべてを歩一からの支給品に頼らざるを得なかつた（大江一郎・予審調書）。

二 陸軍大臣の告示 午後三時頃、青年将校のシンパと目されていた陸軍省軍事調査部長の山下奉文少将が陸

相官邸に現れ、「一、蹶起ノ趣旨ハ天聴ニ達セラレアリ。二、諸子ノ真意ハ国体顯現ノ至情ニ基クモノト認ム。(以下略)」という陸軍大臣告示を読み上げた。しかし、これでは、要望事項が実現されるのかどうかわからない。香田らは、陸軍首脳部に対しても意見を述べる必要があるとして、山下に従つて皇居に赴いたが、平河門で入門を拒否され、再び陸相官邸に戻った。ちなみに皇居の警備は、中橋中隊の蹶起参加という不祥事のため、急遽近歩三から近歩一に変更されていた。

午後三時、東京警備司令官香椎浩平は、第一師管戦時警備の下令を告げ、第一師団長は「本朝來行動シツツアル軍隊ヲモ含メ」治安の維持に任すべし、という命令(東警作命第三号)を発した⁽⁶⁾。夕方、歩兵第一連隊長小藤恵大佐の臨時副官山口大尉からこのことを聞いた村中は、司令官から撤退命令が出るのではないかと案じたが、その様子はなかつた。この点について、村中は次のように述べている(同班第三回公判)。

「私共ハ、今暫ク占拠地帯ヲ保持シテ居タカッタノデ、其ノ意思ヲ明カニシテ居タノデ、同大佐(筆者注、小藤の意)トシテモ、今撤退命令ヲ出シテモ之ニ応ズル様ナコトハナカラウト思ハレテ、其ノ命令ヲ出シ得ナカッタモノト思ハレマス」

三 軍事参議官との会合 午後九時頃、香田らは栗原・對馬も加えて、陸相官邸にやつてきた林銑十郎、真崎甚三郎、阿部信行、荒木貞夫、西義一、植田謙吉、寺内寿一の軍事参議官と会見した。香田らは、「陸相ニ対スル要望事項」の実行のため、蹶起部隊を義軍と認めて現占領地域の警備を担当させるように求めたが、参議官からは確たる返事はなかつた。いらだつた對馬が、われわれを義軍と認めるのかどうかと詰め寄ると、荒木大将は、「お前たちのやつたことが全部悪いといふのであれば、このまま軍隊区分に入れておくはずがないではないか」などとなだめた。会合に立ち会つた山口大尉が、「参議官の態度ははつきりしない、ごまかしである」といきまく場面もあつた

という（對馬・同班第一〇回公判）。

結局、この会合では、何らの具体的な結論も得られなかつた。

四
二月二七日

—一部撤退　二七日の明け方、満井佐吉中佐（陸軍大学校教官、相沢中佐の特別弁護人）から村中に対して、至急帝国ホテルに来るようとの電話が入つた。村中が行ってみると、満井と亀川哲也がいた。二人は、外部の状況が悲観的だから、部隊を歩一まで撤退させるようにと村中を説得した。

納得した村中は、午前六時頃陸相官邸に戻つて磯部・香田・野中・坂井らにこれをはかつたところ、猛反対を受けて激論となつた。磯部らは、部隊が現在の位置を確保しているからこそ、昭和維新推進の原動力となれるのであり、撤退してしまえば元も子もなくなると反対したのである。

結局、撤退案は退けられたが、不測のトラブルを避けるため、陸軍省・参謀本部周辺の部隊と野中部隊の主力を、完成間近の新議事堂（現在の国會議事堂）に移すこととし、正午過ぎまでにすべての部隊の移動を終えた（村中・将校班第四回公判）。この移動は、形式的には麴町地区警備隊長小藤大佐の命令として、副官山口大尉から下達されている。

昼前、清原少尉は、部下四〇名を率いて華族会館に赴き、片手に拳銃、片手に抜き身の軍刀を持ったまま、会館の明渡しを求めた。清原は、野中大尉の指示によつたといふ（同班第一六回公判）、おそらくは彼の独断行為であつたであろう。栗原が飛んできて清原をたしなめたばかりか、常盤少尉も山口副官の命を受けて同会館に行き、

清原に注意を与えているからである（常盤・前同公判）。

二 戒厳部隊への編入 この朝午前二時過ぎ、東京市内に戒厳令が施行され、東京警備司令官香椎中将が戒厳司令官に任命された。午後香田、村中は軍人会館（現在の九段会館）に設置された戒厳司令部に赴き、司令官に、占拠部隊を現位置から動かすことは皇軍相撲の危険があるから、これを小藤部隊として戒厳部隊の一部に加えられたいと要望した。香椎司令官はこれを容れ、午後七時、「二十六日出動セシ将校以下ハ、第一師団麹町地区警備隊長小藤大佐ノ指揮下ニ在リテ行動スベシ」という命令（戒作命第七号）を発した。⁽⁷⁾ 磯部は、次のように述べている（同班第六回公判）。

「二七日夜明頃ニナッテ、山口大尉カラ、市内ニ戒厳令ガ布カレ、私共ノ蹶起部隊ガ戒厳部隊トナリ、現位置ニ留ルコトニナッタコトヲ聞き、私等ハ思ハズ陸相官邸デ万歳ヲ叫ビマシタ。私ハ、コレデ私共ノ蹶起行動ガ義軍トシテ認メラレタノデアルト思ヒ、先ヅ一安心ト云ツタ形デアリマシタ」

戒厳部隊は、本来蹶起部隊の鎮圧を目的とする部隊である。その戒厳部隊に蹶起部隊を編入するということは、司令官が蹶起の趣旨に賛同して鎮圧を放棄したことを意味する。一同が、これを陸軍首脳部による「蹶起の追認」と理解し、大喜びしたことは、無理もなかつた。

戒厳司令部は、この日蹶起部隊の宿舎として、野中部隊を蔵相・文相・鉄相（鉄道大臣）の各官邸に、栗原・中橋・田中（輸送業務担当）の各部隊を首相・農相各官邸に、安藤・坂井の各部隊を赤坂の料亭「幸楽」に、丹生部隊を山王下の「山王ホテル」にそれぞれ割り当て、本部を鉄相官邸と指定した。皆疲れているだろうから、今夜はよく休めという達しまであった（村中・前同公判）。将校も兵も、この夜は久しぶりに身体を伸ばして熟睡したといふ。

この日の夕食から、給養は歩一がその全部を担当した（桑原雄三郎・予審調書）。「幸楽」を訪れた歩三の主計は、安藤部隊の堂込に、「金はいくらかかってもよいから、いるものをとつて食べてくれ」と言っている（堂込喜市・憲兵調書）。どうみてもこれは、「反乱軍」に対する処遇ではなかつた。

三 真崎への一任 これを遡る午前一〇時頃、首相官邸にいた磯部は、北一輝からの電話を受けた。北は、今朝「国家人なし。勇将真崎在り。國家正義軍の為号令し、正義軍速に一任せよ」との靈告があつたことを告げ、事態収拾を真崎に一任したらどうかと助言した。

北は真崎推挙の動機を、事態の早期収拾という目的の外に、真崎ならば青年将校らを犠牲にし、見殺しにするようなことはあるまいと考えたからだと述べている（北・第二回予審調書）。北と真崎は一面識もないばかりか、兩人は思想的に無縁の存在であり、また西田税も、当時真崎とは絶交状態にあつた。北は、若い人たちを救いたい一心で真崎への一任を提案したのだが、このことが後に彼を斬罪する理由の一つとされてしまつのである。

磯部が北の助言を村中らにはかると、皆これに賛成した。そこで、再度軍事参議官と交渉することになった（磯部・同班第六回公判）。

午後四時、真崎・阿部・西の三軍事参議官が陸相官邸に現れ、反乱軍将校一七、八名と会談した。野中大尉が一同を代表して、「事態の収拾を真崎大将に一任すること。各参議官は、同大将を中心として結束・善処されたいこと」などを申し入れた。

阿部・西の二人はこれに同意したが、真崎は、「厚意ハ有難イガ、蹶起部隊ガ現位置ヲ撤去シテ連隊ニ帰ツテクレナケレバ不可デアル。錦ノ御旗ニ反抗シテハ不可。若シ其ノ様ナコトガアレバ、自分が先頭ニ立ツテ戦死スル」と述べた。宮中の空気を察知した真崎は、前日と違つてすでに逃げ腰となつていた。村中は、次のように述べる（同

「私共ハ、真崎大将ニ一任スル以上ハ、同大将ガ上カラ撤退セヨトノ命令ニヨリ退レトト云ハルレバ、其ノ通り動カネバナラヌコトニナルト云ヒ、協議シマシタ。機部モ、真崎大将ニ一任スル以上ハ条件ヲ付ケルコトハ出来ヌカラ、其ノ通り動カネバナラヌト云ヒマシタ。以上ノ様ナ訳デ、真崎大将ノ返事ハ私共ニ取ッテ満足ナモノデハアリマセンデシタガ、結局真崎大将ニ一任スルコトニナリマシタ」

村中たちは、真崎一任というボールを投げた以上、軍上層部から何らかの返答があるものと期待していた。しかし、彼らが安眠を貪っている間に、事態は予期せぬ方向に動きつつあった。

五
二月一八日

1 奉勅命令

この日の未明、「戒厳司令官ハ、三宅坂附近ヲ占拠シアル將校以下ヲシテ速ニ現姿勢ヲ撤シ、各所屬師団長ノ隸下ニ復帰セシムベシ」という參謀總長の、いわゆる奉勅命令が発せられた(臨変參命第三号⁽⁸⁾)。これを受けて戒厳司令官は、午前五時三〇分、近衛師団長、第一師団長及び小藤大佐(麴町地区警備隊長)に対して、「貴官ハ、占拠部隊ヲ先ヅ速カニ小藤大佐ノ指揮ヲ以テ、歩兵第一聯隊ニ集結セシムベシ」という命令を下した(戒作命第八号⁽⁹⁾)。前日までの情況が一変したのである。

この事態の急変の背後に、鎮圧が一向に進まないことに對する天皇の激しい苛立ちがあつたことは、今日よく知られている。二七日、天皇は本庄侍從武官長に対して、「朕自ラ近衛師団ヲ率ヒ、此ガ鎮定ニ当ラン」とまで述べて

い。(10)

戒厳司令部参謀部第二課作成の「警備経過ノ概要」（昭和二二年二月）には、次のような記載がある。

「午前一時頃第一師団長、小藤大佐、戒厳司令官ノ下ニ来リ、第一師団ハ軍隊ノ実情上攻撃ハ困難、奉勅命令ヲ小藤大佐ニ渡スモ、之ヲ叛乱軍将校ニ示ス時機ハ第一師団長ニ一任サレ度旨、要望アリ。」

戒厳司令官ハ之ニ同意ヲ与ヘタリ」

しかし、この奉勅命令は、ついに最後まで反乱将校たちに下令されないで終わった。彼らを刺激して不測の事態が生じることをおそれた小藤大佐が、下令の時機を失してしまったからである。村中は、後に公判において、次のように述べる。

「私共ハ小藤大佐ノ指揮下ニアルモノデアリマシテ、小藤大佐カラ來タ統帥命令ニハ從ヒマスガ、其他ノモノカラ出タ命令ニハ服スルコトハ出来マゼン。従テ、奉勅命令モ小藤大佐カラ達セラルベキモノデアリマス。然ルニ小藤大佐ハ、私ニ未ダ時機デナイト云ッテ居リマシタ」（前掲公判）

香田もこの点について、「小藤大佐ハ、俺ニ隨イテ來イト云ッタコトガ、今カラ考ヘルト奉勅命令ガ下ッタ為デアツカト思ハレマスガ、斯ル同大佐ノ処置ニ付テ不満デアリマス」と憤懣を漏らしている（将校班第七回公判）。

それはさておき、この朝奉勅命令が出たらしいという情報を入手した村中ら首脳部は、情況の急激な悪化に仰天した。村中らは、命令が出たかどうかを確認するため、小藤大佐、堀第一師団長らを訪ねた。しかし、堀も小藤もこれを否定したので、彼らは幾分安心して陸相官邸に戻った。

奉勅命令は、その朝六時頃、堀師団長と小藤警備隊長に伝達されていた。しかし堀は、なお説得を続けたいといふ小藤の意見を容れて、これを村中らに秘したのである（受命裁判官の堀丈夫に対する証人尋問調書）。

2 丹生部隊の状況

山王ホテルに泊まっていた丹生部隊は、一夜明けると遠巻きに包囲されていることを知り、あわてて防禦の態勢に入った。

午後三時頃、歩三の第十中隊長代理新井中尉が丹生に面会を求めた。新井は丹生の同期生である。丹生が不在だったので、新井は衛兵司令の高橋伍長に、「自分は中隊を率いて来ているが、攻撃命令が出ても電車線からは前進させないし、弾も撃たせない決心であることを伝えてくれ」と言い置いて立ち去った。高橋は、前方にいる部隊が自分たちに敵対する理由がわからず、非常に不安であったという（高橋元・乙班第四回公判）。

午後五時頃、丹生部隊は中隊長の命でさらし木綿を求め、白たすきを作り、全員がこれを着用した（中村伊三郎・乙班第五回公判）。緊迫した状況に耐えられなくなつた河内伍長は、丹生の許しを得て、一人タクシーで帰隊している（河内禮雄・前同公判）。

3 自決のすすめ

正午頃、山下少将が陸相官邸に来て、野中・香田・村中・磯部・栗原・對馬と会つた。小藤大佐、山口副官らがこれに立ち会つてゐる。

山下は、宮中方面の情況がきわめて不利であり、奉勅命令が近々実施されることは確実と説明し、善処方を求めた。要するに、暗に自決を促したのである。栗原は次のように述べる（将校班第八回公判）。

「私ハ、今一番ト云フ所デ斯様ニナツタコトガ残念デ堪エズ、一同ト共ニ泣キマシタ。泣ク人々ノ心持チハ銘々

達フカモ知レマセング、私ハ斯様ニナツタラ腹ヲ切ルトイフテ、悔シ泣キヲシタノデス。アソコマデ行ツテ押シ切
レナカツタト思フト、残念デ堪リマセン。宮中ノ最後ノ迫力ガ足リナカツタト思ヒマス」

野中らは山下に、もう一度天皇に再考を願うよう、尽力方を懇願した。栗原が一同を代表して、「モウ一度統帥系統ヲ経テ勅命ヲ仰ギタイ。モシ死ヲ賜ルトイフノナラ、侍従武官ノ差遣ヲ頂イテ自決スル。之ニヨリ、下士官兵丈ヶハ救ツテヤツテ頂キタイ」と言い、全員が号泣した。山下も、また立ち会つた小藤大佐らも暗涙にむせんだ（村中・同班第四回公判）。

山下に遅れて会見の場にやつてきた堀第一師団長は、次のように証言している（堀・前掲証人調書）。

「一同ノ申合セニヨリ栗原ガ一同ヲ代表シ、

将校一同ハ自決致シマス。下士官・兵ハ返ヘシマス。最後ノ幸榮トシテ、^(ママ)直使ノ御差遣ヲ願マス。

ト申シ出マシタ。

私ハ、心中ハ天晴ナリ、然シ、直使云々ノコトハ、今ニ至ツテハ其ノ時期ニアラズ、汝等自刃後、或ハ聖恩枯骨ニ及ブコトアルヤモ知レズ、ト申シ述べマシタ」

山下は、「モウ一度、ドウカナランカト宮中参内ヲ思ヒ立」つて、皇居に向かつた（栗原・同班第八回公判）。しかし、彼らの願いを天皇に伝奏した本庄侍従武官長の日記には、次のように記されている。⁽¹¹⁾

「陛下ニハ、非常ナル御不満ニテ、自決スルナラバ勝手ニナスベク、此ノ如キモノニ勅使杯以テノ外ナリト仰セラレ、又、師団長ガ積極的ニ出ヅル能ハズトスルハ、自ラノ責任ヲ解セザルモノナリト、未ダ嘗テ拝セザル御氣色ニテ厳責アラセラレ、直チニ鎮定スベク嚴達セヨト嚴命ヲ蒙ル」

天皇のこの言葉が彼らに伝わらなかつたことは、むしろ幸せだったというべきであろう。

4 安藤部隊の状況

一 村中は、自決の決定を伝えるため、「幸楽」にいる安藤のところへ赴いた。ところが安藤部隊は、対峙する包囲軍と一触即発の状況だった。兵士たちは殺氣立ち、村中が安藤に会うことさえも容易ではなかつた。緊迫した雰囲気に圧倒された村中は、陸相官邸での出来事を伝えることができず、攻撃はしばらく待てと言つて引き返した（村中・将校班第四回公判）。

実は安藤は、村中が現れる前に、清原から首脳部の決定を知らされていた。陸相官邸で自決案を聞いた清原は、村中ら浪人組から利用されていると思い込み、憤然と席を立つて、安藤のもとへ警告に来たのであった（清原・同班第一六回公判）。これを聞いた安藤は、朝から近衛部隊の敵対的行動に苛立つていたこともあって（彼は、昼頃兵士たちに戦闘準備を命じ、屋外で待機の姿勢を取らせていた）、激怒した。安藤は、そのときの心境について、次のように述べる（同班第一二回公判）。

「軍上層部ガ私共ヲ自決サセ、夫レヲ踏台ニシテ行カウト考ヘテ居ルモノト思ヒ、憤慨シマシタ」

「……若イモノニ自決ヲサセ様ト云フ態度ト、周囲カラ攻撃シテ来ルト云フコトニ対シテ甚ダシク怒リヲ感ジ、

部隊ニ攻撃命令ヲ発シタノデアリマス」

そこへ村中が行つたのであつた。彼は、怒り心頭に発して、安藤から追い返されるようにして帰つていったに違ひない。村中が去つた直後に安藤に会つた對馬中尉は、安藤が非常に興奮していて、今後口頭命令は断じて受け付けぬと言つたと述べている（對馬・同班第一〇回公判）。最後まで悩みに悩んで参加を決意した安藤としては、上層部の意のままに自決の勧めを受け入れた反乱首脳部が許せなかつたのである。

二 夕刻になって、安藤部隊は戦闘準備態勢を解除した。「幸楽」の建物には、「尊皇討奸」と大書された幟が掲げられ、兵士たちは軍歌を歌って士気を鼓舞した。堂込豊長、山田・大木の両伍長らは、山王神社前で、集まつてきた群衆に対して、われわれは最後まで戦うと演説して喝采を博している（山田政男・乙班第七回公判等）。分隊の中には、中隊長と生死を共にすると血書した日章旗を掲げて、威勢をあげたものもあった（中村靖・同班第六回公判）。

包囲され、孤立無援の状況に置かれた「安藤一家」の、絶望的でヒロイックな心理状態を窺うことができる。

三 しかし、安藤部隊に配属されていた機関銃隊員の心理は、定めし複雑なものがあつたであろう。彼らは、事件の朝突然に安藤の指揮下に入れられた「よそ者」であるから、「安藤一家」のようにファナティカルになれるはずがない。そのような彼らの心理を見抜いてか、安藤はその前日頃稻葉伍長を呼び止め、「銃隊長も柳下中尉も行動を共にしているから、心配するな」と嘘を言つて、稻葉を安心させている（稻葉熊雄・予審調書）。

その銃隊の先任下士官上村軍曹のところへ、深夜、銃隊付の高橋中尉から、早く連隊に帰つていいという電話があつた（上村盛満・予審調書）。この会話の一部始終は、戒厳部隊に盗聴されていた。⁽¹²⁾それによると、「出るに出られぬ」という上村に対して、高橋は「それを出るのが下士官の任務だ」と言い聞かせ、また、「天皇の命令を聞かない将校の命令には背いてもよい。下士官だけで結束すれば、どんなことでもできる」とまで言つている。上村の心は、この夜千々に乱れたことであろう。

5 徹底抗戦の決断

一 安藤部隊の状況を見聞し、また、安藤から突き上げられた村中は、この期に及んでは、もはや戦うしかない

と決意した。彼は磯部らに対し、奉勅命令に従うと言つたわれわれを攻撃してくる以上は、むしろ応戦して死すべきだと説き、野中・香田・磯部・栗原もこれに同意した。自決の方針は一転して、徹底抗戦となつたのである。小藤大佐は、午後一時三〇分頃陸相官邸を訪れてこのことを知つたという（昭和二一年三月一〇日付、第一師団司令部作成「二・二六事件詳報」による）。彼らの変心を知つた堀第一師団長は、午後四時頃村中を訪ねてこれを責めている。

午後三時頃、村中の指令によつて「幸楽」の坂井部隊、藏相官邸の清原部隊は、再び陸軍省・参謀本部周辺に展開し、夜を徹して守備についた。また、同夜鈴木部隊の約三〇名の兵は、文相官邸近くの小学校に配置された。

その頃、野中部隊の下士官は、全員鉄相官邸の本部に集合を命じられ、野中と村中から、現在の状況と今後の方針について説明を受けた。それによると、「これまでわれわれは、軍事参議官らの支持もあり、天聴にも達して状況が有利に展開しつつあつたが、現在は次第に不利となつてきた。たとえ将校が自刃しても、下士官兵も罪を免れない。この上は、新議事堂を占拠して徹底的に頑張る。敵は攻撃してきても、同じ皇軍だから撃つようなことはあるまい。そのうちに暴動が起き、攻撃軍は内外より攻撃を受けるから、勝てるわけはない」というのであつた（堀宗一・予審調書）。状況判断の甘さに呆れるしかないが、部下に対するこう言う外はなかつたのであらうか。

二 しかし、反乱首脳部は、状況が時々刻々不利に推移していることを認識し、かつ、徹底抗戦の決意を固めたにもかかわらず、なぜかその作戦行動は中途半端で、命令伝達も不徹底であつた。

第一に、首脳部は、坂井部隊などに對して三宅坂周辺陣地の守備を命じているが、その目的を明確に示していない。この場所は、赤坂見附・桜田門・靖国神社の三方向から攻撃を受ける可能性があり、しかも東側は皇居の濠（桜田濠）という地形である。誰が見ても、防禦に適した地形ではない。唯一考えられることは、陸軍省・参謀本

部の建物を制圧し、幕僚たちを人質にして戦うことぐらいであるが、參謀本部の建物を占拠しようとした坂井は、本部員から立ち入りを拒否されると、そのまま陸相官邸に引き下がってしまった（坂井・将校班第一三回公判）。作戦目的が不明確なために、指揮官が遲疑逡巡したのであって、これは首脳部の責任である。

第二に、新議事堂への籠城作戦をとる以上は、防禦陣地の構築、食糧・弾薬の集積等、直ちに処置すべき事項が山積しているはずであるが、なぜか首脳部は、翌朝未明に至るまで無為無策のままであった。

第三に、首脳部は、第一線の全指揮官に対して、的確な命令を伝達することを怠った。

文相官邸にいた常盤少尉と鈴木少尉には、戦闘準備の命令を達するどころか、緊迫した当時の状況さえも伝えなかつた。二人は、夕方同官邸を訪れた機部の指示で酒一樽と肴などを買い出しに行き、兵士たちに振る舞つていふ。彼らは、昼間自決の方針を伝えた清原少尉の話を「デマであろうと一蹴し、機部との談笑の一晩を過ごしたといふ（常盤・同班第一六回公判）。おそらくこれは、機部の若い者たちへの最後の思いやりだったであろう。しかし、これは、いやしくも戦闘を決断した首脳部の一員としては、とるべき態度ではなかつた。

三 反乱首脳部に戦略的思考が欠如していたことは、今さらいうまでもない。彼らにとつて天皇とは、単なる君主以上の信仰の対象であり、万能の存在であった。彼らにしてみると、戦略などを考へること自体が、ファンシヨ的な不純さわまる発想であった。客観的にみれば、彼らの抱いていた昭和維新の理想は、天皇制の呪縛の下での幻想に過ぎなかつたのであるが……。

このような彼らは、戦術の面でも無能力に近かつた。ついに最後まで、部隊全体を統括し、指揮命令の関係を樹立することができなかつたからである。

反乱部隊には、全体を統括する指揮官もいなければ、これを支える幕僚も存在しなかつた。これでは、とても

「反乱軍」とはいえない。彼らは、司令部 (headquarters) を欠いた、中隊の寄せ集めに過ぎなかつたからである。しかし、それが幸いして「皇軍相撲」の悲劇を産まなかつたのは、歴史の皮肉とでもいうべきであろうか。

6 攻撃準備

午後四時、それまで反乱軍に同情的であつた香椎戒厳司令官も、杉山參謀次長ら軍首脳部の強い意向に屈して、「断乎トシテ武力ヲ行使」することを決意し（戒作命第一〇号ノ⁽¹³⁾一）、攻撃準備を命じた。

午後五時三〇分、「反乱部隊ハ遂ニ大命ニ従ハズ。依ッテ断乎武力ヲ以テ治安ヲ恢復セントス」という命令が出された（戒作命第一一号）⁽¹⁴⁾。「反乱部隊」という言葉が公文書で使われたのは、実にこれが初めてである。

午後六時、「小藤大佐ハ、戒作命第七号ニ依ル將校以下ヲ自今指揮スルニ及バズ」という命令が出た（戒作命第一一号）⁽¹⁵⁾。それまで、戒厳司令部と反乱部隊をつないでいた一本の糸は、これで切れた。なお、歩一からの糧食の支給は、この日の昼食をもつて打ち切られている。

7 中橋部隊の脱落

昼過ぎ、首相官邸に駐留していた近歩三の宗形・箕輪両軍曹のところへ、連隊の宮永少佐から電話があつた。中橋は中隊長代理を免ぜられたから、速やかに帰つてこい、というのである。二人はその気になつたが、歩一の兵士が厳重な警戒を敷いているから、うかつに帰るわけにはいかない。

そこで二人は、それ以後の前線の巡察を、もっぱら帰路の偵察に当てた。「私等ガ兵ヲ率ヒテ帰隊スレバ、歩一ノ兵ニ逃げ出スコトヲ看破セラレ、狙撃ヲ受ケル虞ガアリマスノデ、之ヲ避ケテ帰隊スル経路ヲ偵察」したのである

（宗形安・予審調書）。

前述のように、中橋が中隊長代理として第七中隊に着任したのは、一月一一日のことであった。したがって、部下を完全に掌握するにはほど遠かった。だからこそ蹶起への誘いも齋藤特務曹長を頼つたのであるが、その齋藤は高橋邸襲撃後に皇居に向かったので、中橋と下士官・兵をつなぐパイプは存在しなくなっていた。兵たちを首相官邸まで引率してきた大江曹長は、中隊とは縁のない無力の存在である。こうして、下士官・兵たちの心は、今や完全に中橋から離反していた。

その中橋には、山下少将との会見の模様はまったく伝えられていない。彼は、それを要原の思いやりであつたであろうと述べている。

その夜サイド・カーを飛ばして、山王ホテルと「幸楽」の状況を偵察した中橋は、攻撃開始が近いことを感じた。彼は、「幸楽」の前に黒山のような民衆が集まり、口々に俺たちが後ろ盾になつてやると言つてているのを聞いて、心強く感じている。

官邸に戻った彼のところに、子供連れの貧しい老人が清酒一升を下げて訪れ、感謝の意を表した。中橋は感動して、「貧者の一燈」と書いた紙を酒瓶に貼つた。彼はいう（将校班第一回公判）。

「此ノ様ニ、國民殊ニ下層ニ於テハ眞直ナ氣持デアルノニ、皇軍内ノ状態ガ一変シナイノヲ見テ、悲觀シマシタ」

しかし、彼が感慨にふけっている頃、部下は脱出の方法を摸索していたのである。

1 攻撃命令

一 包囲軍の攻撃が迫っていることを感知した村中ら首脳部は、二九日未明全部隊に対し、警戒を厳重にせよとの指令を出した。

午前三時頃、本部に命令受領に赴いた坂井部隊の渡邊曹長は、氏名不詳の中尉から、新議事堂は糧食さえあれば一ヶ月は持ちこたえる、各隊は各自銃眼を作つて持久戦に入れ、とハッパをかけられてゐる（渡邊清作・予審調書）。しかし、その糧食の準備はまつたくなされていなかつた。

「幸楽」にいた安藤は、その建物（木造二階建て）が防禦に適当でないと判断し、午前二時頃部隊を五〇〇メートルほど離れた山王ホテル（鉄筋コンクリート造り地上四階、地下二階建て）に移動させ、丹生部隊と共にこれを死守する態勢をとつた。

二 鎮圧部隊は、予想される交戦地域内の住民を避難させる一方、午前五時までには攻撃準備をすべて整えた。その兵力は、近衛師団・第一師団を主力とし、第一四師団（宇都宮）を予備軍とする二万四、〇〇〇の大部隊⁽¹⁶⁾で、反乱部隊を完全に包囲した。

攻撃軍は、化学兵器のミドリ筒（催涙ガス）と赤筒（くしゃみガス）を準備する一方、戦車二二台、装甲自動車一四台を出動させ、一五センチの野戦重砲⁽¹⁷⁾でも動員している。まさに、牛刀をもつて鶏を割こうとする勢いであつた。他方、早朝から拡声器を使って有名な「兵に告ぐ」のラジオ放送を流し、また飛行機三機によつて、宣伝文の散布と威嚇飛行に当たらせた。

午前六時三〇分、戒厳司令官は、午前八時以後なるべく速やかに攻撃前進を開始せよとの命令を下達した（戒作

命第一四号ノ九⁽¹⁸⁾。

2 新議事堂

一 午前三時頃、野中部隊の主力は、最後の拠点となるべき新議事堂建物とその周辺に移動した。第一小隊は常盤少尉、第二小隊は桑原特務曹長、第三小隊は堀曹長が指揮をとった。第一、第二小隊と立石曹長指揮の機関銃隊は建物内部に配置され、窓ガラスを叩き割り、兵が銃を構えて貼りついた。また第三小隊は、建物東に守備陣地を作つて、攻撃に備えていた（堀宗一・予審調書）。

午前五時頃、ラジオで奉勅命令が伝えられた。戦車が示威行進を始め、歩兵第四九連隊（甲府連隊）がひしひしと迫つてくると、兵士の間に動搖が起つた。飛行機からは、帰順を勧めるビラが散布された。常盤はそのときの心境を、「楠正成が足利尊氏にされたような感じで、非常に口惜しかつた」と述べている（将校班第一六回公判）。

二 第二小隊では、せっぱ詰まつた桑原が部下に進退を尋ねた。兵たちは、涙を流して帰郷を望んだ。桑原は、野中中隊長に独断で戦列を離れることを決意し、小隊員三〇名を率い、隠れるようにしてラジオが聞こえてくる方向に脱出した。午前八時頃、一同は赤坂見附の歩三本部に帰隊した（桑原雄三郎・予審調書）。

機関銃隊の立石曹長は、午前八時頃、お前たちは逆賊になるぞというビラを見てショックを受けた。彼は、野中に「親兄弟にまでも恥をかかせたくないから帰ります」と断つて、部下に撤収を命じた。別れに際して野中は、「他の中隊のお前らまでも連れ出して、すまなかつた」と詫びたという。立石は、銃隊員七五名を引率して、迎えのトランクで午前一〇時頃帰隊した（立石利三郎・予審調書、甲班第九回公判）。

三 午前一一時頃、迫つてくる鎮圧部隊の前に抵抗を断念した野中は、残つた中隊員全員を議事堂前に集結さ

せ、堀曹長に対し、全員を引率して帰營するよう命じた（常盤・将校班第一六回公判）。

堀が部隊を引率して海軍省（現農林水産省の所在地）前にさしかかったとき、警備の陸戦隊から行く手を阻まれ、武装解除を要求されて立ち往生する一幕があった。結局、憲兵に弾薬だけを渡すことで話しがつき、正午頃部隊は原隊に戻った。なお、田島曹長の指揮で、三宅坂の三叉路付近に配備されていた小隊は、清原の指示に従つて午前一一時頃に帰營している（蘭田長太郎・予審調書）。

3 陸軍省周辺

一 坂井部隊 坂井部隊は、陸相官邸・陸軍省・参謀本部などの周辺に配備されていた。青木軍曹が高橋少尉に、「一体何が敵なのですか」と尋ねると、高橋は、「こっちに向かって発砲した者は皆敵だ」と答えたという（青木銀次・甲班第五回公判）。朝になつても糧食が来ないので、不審に思つていた者もいた（蛭田正夫・同班第二回公判）。坂井は、午前四時頃ラジオで奉勅命令が出たと聞いたが、正式の下令がないので嘘だろうと思つていた。

夜明けと共に飛行機からビラがまかれ、戦車も姿を見せ始めた。渡邊曹長は、午前九時頃、近くまで来た攻撃軍の大尉から、お前らは第二・第一四師団で包囲されている、東京湾では軍艦がお前らに大砲を向けている、早く連隊に帰れ、と脅かされている（渡邊清作・同班第四回公判）。

処置に困った坂井が新議事堂を行つてみると、小藤大佐がいた。しかし、小藤は、彼に何らの指示も与えなかつた。もはやこれまでと覚悟を決めた坂井は、陸相官邸正門前に中隊員全員を集め、別れの挨拶をして解散を命じた。兵士たちは、迎えに来た大江大隊長の指揮でトラックに乗車し、午前一一時頃帰營した。

二 清原部隊 清原部隊も、三宅坂一帯に配置されていた。午前六時頃ラジオで奉勅命令が出たと聞いた清原

は、信じられぬ思いで斥候に調べさせると、戦車が来たとの報告を受けて驚いた。そこに歩四九の将校が来て、第一師団長の攻撃命令が出ていると告げた。清原は、独断で兵たちを帰すことを決意し、午前八時頃第三中隊員全員を集めめた。それからの行動について、彼は次のように述べている（将校班第一六回公判）。

「『第三中隊ハ勅命ヲ奉ジテ原隊ニ帰ルベシ』ト示達シ、赤坂見附ニ出テ、包围軍ノ警備線デ阻止サレナガラ近歩第四連隊ノ警備区域ヲ通シテ貰ヒ、所属連隊営門マデ来マスト、私ハ営門ノ入門ヲ阻止サレ、部隊ハ藤倉軍曹ノ引率ニテ帰隊シマシタ」

武装兵一個中隊を引き連れ、包围陣を突破して連隊まで帰った清原の度胸と行動力は、さすがである。所属部隊に帰ることについて、なぜ常盤や鈴木に相談しなかつたかと問われた彼は、「ソレハ部隊ノコトヲ心配シタタメデアリマシタ」と答えている。

入門を拒まれた清原は、兵たちに別れを告げて、独り陸相官邸に引き返した。

4 文相官邸

一 文相官邸にいた歩三第十中隊の鈴木少尉は、午前二時頃兵から、近衛部隊が攻めてくると起こされ、警戒配備につけという命令を受領した。その命令について、彼は次のように述べている（将校班第一七回公判）。

「吾々ニ対シテハ印刷命令デ、嚴重防禦ノ態勢ニアルベシ、各部隊ハ逐次抵抗シ、圧迫ヲ受クルニ至ラバ新議事堂ニ後退シ、最後ノ複廊ハ新議事堂トス、ト達セラレマシタ」

午前五時頃ラジオで奉勅命令が出たことを聞いた彼は、中隊員全員を文相官邸に集結させた。午前八時頃戦車が来て、参謀から兵を返せといわれ、飛行機からビラもまかれた。そこに栗原が現れ、部隊を返すようにしたと告げ

た。鈴木は兵を帰隊させることを決意し、新議事堂を行つて野中に報告した。野中は「すまなかつたなあ」と言つたという。

二 しかし、鈴木が部隊を離れている間に、新井中隊長代理と野津大隊長が文相官邸に現れた。新井は、兵たちを指揮してトラックに乗せ、午前一一時頃帰營した。鈴木は、知らぬ間に部下を引き揚げられてしまつたのである。なお、主力と離れて守備についていた新井分隊は、歩四九の大隊長に、「早く帰れ、お前らの教官は順逆を誤っている」と諭され、鈴木に無断で午前一〇時頃帰隊している（新井維平・甲班第九回公判）。

5 首相官邸

一 防禦態勢 首相官邸は、二八日深夜から防禦準備に入つた。正門前には、池田少尉が指揮する栗原部隊の重機関銃二個分隊、小銃二個分隊を配置し、南側を林少尉が指揮する同部隊の小銃二個分隊が守り、西側を近歩三の中橋部隊に任せた。

二 中橋部隊 午前一時頃、宗形、箕輪のところへ再び連隊から電話があつた。午前三時になると国賊として攻撃を開始するから、その前に帰つてこいといふのである。二人は脱出方法を検討したが名案も浮かばないので、まず箕輪が巡察の風を装つて脱出してトラックの迎えを頼むこととし、兵一名を連れて原隊に帰つた。その後宗形は、各分隊長を集め、赤坂見附に至る電車道を避けて分隊ごとに帰隊するよう指示した。午前四時頃、指揮官の大江曹長が眠つたその隙に、全員が裏門から外に出て連隊に戻つた（宗形安、箕輪三郎・乙班第二回公判、宗形、箕輪・予審調書）。

兵に逃げられた中橋は、プライドが許さなかつたのか、法廷では、午前一時頃栗原と相談して、下士官・兵を原

隊に戻したと供述している（将校班第一回公判）。しかし、事実は、部下は彼に無断で戦線を離脱したのであつた。中橋は予審で、期間が短かつたため教育が徹底せず、そのため兵たちは二月二九日真っ先に帰隊してしまつたと述懐している（第二回予審調書）。

午前六時頃仮眠から醒めた大江曹長は、部下が一人もいなくなつたことを知つた。彼は中橋を捜したが、見当たらない。途方に暮れた大江は、正午頃官邸を後にし、近歩三に行つた後、午後二時頃赤坂憲兵分隊に自首した（大江昭雄・乙班第一回公判）。

三 栗原部隊 午前四時頃、ラジオで奉勅命令が出たと報ぜられた。林は栗原に、命令がまだ下達されていないことを確認している。やがて、戦車が姿を現し始めた。装甲自動車と歩兵によつて包囲され、重機関銃がこちらに向けて据え付けられているのを見た新井伍長は、林との会話を次のように述べている（新井崇治・乙班第三回公判）。

「私ハ何故斯様ナコトニナツタカ、訳ガ判ラナクナリマシタノデ、林少尉ニ聞キマシタガ、別ニ何ンデモ無イ、向フカラ押寄セテ来タラ射撃シテモ突イテモ良イガ、此方カラ手ヲ出シテハナラヌト云ハレマシタ」

午前一〇時頃、歩兵第五七連隊（佐倉連隊）の兵約一個中隊が装甲自動車と共に官邸表門に来て、門を開けろと要求した。尾島曹長が拒否すると、兵士たちは表門を取り巻き、射撃の準備にかかつた（倉光達雄・前回公判）。

これより前、栗原が最後の守備につこうとしていたとき、機部がやつてきた。われわれが全責任を負つて、下士官・兵を返すべきだというのである。結局栗原もこれに同意し、林と池田を呼んだ。林は、それを午前八、九時頃といつている。栗原は悲壮な顔で、「こうなつた以上、われわれが自決して下士官・兵を助けよう」と言い、二人もこれを受け入れた。

栗原は、包囲部隊の将校に小藤大佐への連絡を依頼した。しかし、小藤が来る様子はなかった。栗原としては、小藤から全反乱部隊に対し、正式に帰隊の命令を下令してもらうつもりだったのだろう。

やむなく栗原は、戦車隊の知人佐久間中尉に頼んで戦車の進出を止めさせ、歩兵部隊については同期の宮原中尉に話して前進を停止させた上で、単身山王ホテル・陸相官邸・新議事堂などにいる将校を精力的に訪ね歩いた。下士官兵を原隊に返すよう、説得してまわったのである。その際彼は、第十一中隊（丹生部隊）に分属させていた銃隊二個分隊を、首相官邸に連れ戻している（栗原・将校班第八回公判）。なお、小藤は、栗原と入れ違いで官邸にやってきたが、結局二人は会えなかつた。

首相官邸に戻つた栗原は、林と池田に対して、直ちに陸相官邸に集合するよう命じた。林たちは、部下に別れを告げるいとまもなく、中橋と共に陸相官邸に向かつた（林、池田・同班第九回公判）。

下士官たちによると、栗原が戻ってきたのは正午頃のようである。彼は、不安におののいていた兵たちを、いきなり「少シ形勢ガ悪クナルト直グ元氣ガナクナル。左様ナコトデハイケナイ。直ニ配置ニ付ケ」と叱咤した。兵たちは官邸内に入り、再び外部に向かつて戦闘配置についた。

三〇分後、再度玄関前に集合という命令が出た。栗原は整列した兵士たちに、「よくやつてくれた、これでお別れだ」「銃隊長がくるからその隸下に入れ」昭和維新が途中で頓挫したのは悲しいなどと涙ながらの告別の辞を述べて、独り新議事堂の方へ去つて行つた。

取り残された一同はどうしてよいかわからず、そのまま整列していたが、午後一時頃現れた小沢銃隊長の指揮で、連隊に戻つた（三五恒治、新井崇治・乙班第三回公判、倉光達雄、栗田良作・予審調書）。

6 山王ホテル

一 戦闘準備

午前二時頃、丹生部隊がいた山王ホテルに安藤部隊も加わり、ホテル内は俄然騒然となつた。安藤は、「山王ホテルを占拠して最後まで戦う」と訓示している。（中村靖・乙班第六回公判）。

戦闘準備が命令され、各階とも窓を全部開放してベット・椅子・布団などを積み重ね、三階と屋上には重機関銃を据えた。兵士たちは興奮し、建物内部は混乱を極めた。

丹生部隊の神谷曹長が厨房を覗いてみると、コックが一人しか残っておらず、兵たちが握り飯を作っていた。この握り飯も、いつの間にか安藤部隊の兵たちに持つて行かれてしまった（神谷光・同班第四回公判、予審調書）。神谷は、「如何ナル事情デ皇軍互ニ相撲ツ様ナ状況ニ至ツタノカ不審ニ思ヒ、衛兵所ニ行ツテ尋ネマシタガ、依然事情ガ判明シマセヌノデ、私ハ呆然トシテ居リマシタ」と述べている。

午前二時過ぎ、第一師団の桜井参謀が奉勅命令の原本を持参して、安藤らへの面会を求めた。しかし、将校は誰も出てこなかつた。桜井はやむなく立哨中の下士官・兵に奉勅命令を読んで聞かせ、その写しを安藤に渡すよう指示した。安藤は、伝令をもつて、「天皇機関説信奉者ノ捏造セシ奉勅命令ニハ從ハズ」と答えたという（前記第一師団司令部「二・二六事件詳報」）。

二 丹生部隊 午前六時頃、小藤大佐が山王ホテルに現れ、香田大尉と丹生中尉に面会を求めた。小藤は、丹生の直属上官である。小藤は丹生に、「俺ニ隨イテ来ナイカ」と説得した。丹生が、「命令ナラ隨イテ行キマス」というと、小藤が黙つたままなので、丹生はこれを無視した（丹生・将校班第八回公判）。反乱部隊は、その前夜から、すでに小藤の命令系統を離れている。だから小藤としては、もはや「命令」とは言えなかつたのであろう。「コノ奉勅命令ハ、陛下ノ御袖ノ陰ニ隠レテ策動スル者ノ出シタモノデアルカラ、受付ケル必要ハナイ」と言つ

た強気の香田は、小藤に対し、「連隊長殿ノ御話ハ良ク判リマセヌ。此際私ハ鬼ニナリマス。然シ、兵ハ連隊ニ帰シマス」と答えた。そこで小藤は、直接兵たちに、「帰リタイ者ハ連隊長ニツイテ来イ」と訴えたが、誰一人としてこれに応じる者はなく、悄然として去つて行つた。(高橋元・乙班第四回公判)

やがて、飛行機からは「兵に告ぐ」のビラが散布された。糧食の支給も途絶え、状況はますます悪化する一方であつた。下士官・兵を犠牲にするに忍びないと考えた丹生は、全員を集めて帰隊を促した。しかし、兵たちは、中隊長だけを残しては帰れぬと言つて、これを拒んだ。やむなく丹生は、自らも帰隊することを決意し、午前一〇時頃全員を引率して赤坂見附方面に二〇〇メートルほど進んだとき、香田から「戻れ」という命令が来た。部隊は引き返して、再び警備についた(中村伊三郎・予審調書)。他の部隊との関係もあるから、単独行動はまずいというのであつた。

そこに村中・磯部・栗原らがやつてきた。協議の結果、下士官・兵を帰すことが決まった。正午頃丹生は中隊員を集め、神谷曹長の引率の下に帰隊を命じ、部下に別れを告げて陸相官邸に向かつた。

三 安藤部隊
午前五時頃、安藤は「之ヨリ警備ニ入ル。小銃ハ警備ニツケ。機関銃ハ待機ノ姿勢。尚、射撃ハ先方ガ発射スル迄之ヲ為シテハナラヌ」という命令を出した。

そこに歩三の河野中尉(第七中隊付の河野密中尉と思われる)が厳重な警戒線を突破して現れ、安藤に面会を申し入れた。下士官・兵を帰隊させるよう、説得に來たのである。しかし、安藤が面会を拒んだので、河野は銃隊の稻葉伍長に奉勅命令が出たことを告げ、「連隊長以下将校全部はお前らの帰るのを泣いて待つていいから、直ぐ帰つてこい」と言い置いて立ち去つた。

稻葉は上村と相談して部下に事情を告げ、「歩哨が立つていてるから、脱出すると撃たれるかもしれないが、それで

も帰るか」とはかつたところ、全員が帰隊を希望した。三七名の銃隊員は、午前六時頃安藤の隙を見て山王ホテルを脱出し、所属銃隊に戻った（上村・稻葉・予審調書）。

銃隊員こそ脱落したが、団結を誇る安藤中隊の意気はなお盛んであった。正午頃、野中・磯部・栗原・竹嵩・對馬らが現れ、安藤に対して兵士たちを帰すように説得を始めた。しかし、安藤は頑として応じなかつた。貴公らは蹶起を決する自分を強引に引きずり込んでおきながら、この期に及んで兵を引けとは何事だ、というのである。前日の自決の決定といい、この日の撤兵勧告といい、首脳部は陸軍上層部の言いなりになつてゐる。無念の思いの彼には、そのような首脳部の弱腰が許せなかつたのである。なかば逆上した彼は、最後の一兵になるまで戦うと揚言している。

事件発生後、安藤は首脳部の協議・会合に参加を求められても、意識的にそれを避けていた。彼は軍事参議官との会合にも加わらず、山下との会合にも出席していない。安藤は、屈折したその心理を次のように述べている（将校班第一二回公判）。

「上部工作ヲ為スモノハ村中、磯部、香田等デアリマシテ、私ハ今度ノ参加ノ当初ニ時期尚早論ヲ唱ヘタ関係上、肩身ノ狭イ思ヒヲシテ居タノデ、夫等ノモノトハ余リ会ハズ、又物事ニ積極的ニハ出ズ、卑怯デアツタト思ヒマス」

安藤がいきり立つてゐるところへ、歩三の第二大隊長伊集院少佐が現れた。伊集院は、安藤の直属上官である。しかし、安藤は、伊集院の説得にも耳を貸さなかつた。激昂した伊集院が軍刀を引き抜き、これに応じて安藤が拳銃を構えると、下士官・兵たちが伊集院にかじりついて二人を引き離した（中村靖・乙班第六回公判）。兵士たちは、直属上官の伊集院に、着剣した銃を突きつけたという。もつとも、安藤は、大隊長が責任上自決すると言つて

拳銃を取り出したので、自分も自決しようとして拳銃を構えたところ、部下から阻止されたのだと言っている（前同公判）。

しかし、部下思いの安藤には、彼らをみすみす死地に追いやることはできなかつた。結局彼は、部下を大隊長に引き渡すことを決意し、午後一時頃中隊全員を集結させ、帰隊を命じた。

「下士官・兵ガ中隊歌ヲ唄ッテ居ル間ニ、山王ホテル玄関付近ニ於テ、拳銃ヲ首ニ當テ發射シ自殺ヲ企テマシタガ、其時当番ガ走ッテ來ルノヲ見テ慌テ引鉄ヲ引イタ為、手許ガ狂ヒ其ノ目的ヲ果サズ、下顎部ヲ負傷シ、其ノ場カラ病院ニ入院シタノデアリマス」（安藤・前同公判）

7 陸相官邸

衛戍病院に入院した安藤と、身延山参詣のために脱出した山本又予備少尉を除く反乱軍の将校たちは、三々五々陸相官邸に集まつた。⁽¹⁹⁾武装を解除された彼らに対して、上司・幕僚たちは陰に陽に自決を促した。福本憲兵少佐（当時）によると、机の上には拳銃・軍刀が置かれ、彼らがいつでも手に取れるようになつていて了。官邸の大広間に二十余りの棺桶が運び込まれ、衛戍病院の看護兵が白布や脱脂綿などを準備して待機した。

将校たち自身も、その大半は自決を決意していた。しかし、栗原・磯部・對馬・渋川らは、むしろ裁判を通じて目的の達成を期すべきだと考え、同志たちを説得して、ついに自決を翻意させた。栗原は、そのときの心境を次のように述べる（将校班第八回公判）。

「我々ヲ逆賊トセラルルト共ニ、自決ヲ強要スル氣配デアツタノデ、遽ニ反感ヲ抱キ、残念デ堪ラズ、ソレデ自決セズニ今日ニ至ッテ居ル」

ただ一人、先任将校の野中四郎大尉は、別室において拳銃自殺を遂げた。彼は、その直前まで自決を主張する坂井・高橋らを、「今死ぬのは早い」と説得していただけに、その唐突な死は一同に衝撃を与えた。機部は、これを元歩三連隊長井出大佐の強要によると書いている。⁽²⁰⁾

午後四時頃、憲兵によつて全員が拘束され、ここに四日間にわたる反乱は幕を閉じた。

- (1) 判決書は、主として伊藤隆・北博昭編『新訂二・二六事件 判決と証拠』（一九九五年、朝日新聞社）によつた。
- (2) 高橋是清（現代語訳・矢島裕紀彦）『高橋是清伝』（一九九七年、小学館）による。
- (3) 前掲・『二・二六事件と郷土兵』一五頁。
- (4) 前掲・『二・二六事件』第二巻二七四頁以下。
- (5) 仲乗匠『ワレ皇居ヲ占拠セリ』一二〇頁以下（一九九五年、恒友出版）。
- (6) 松本清張・藤井康栄編『二・二六事件 研究資料』（以下、清張資料と略記する）I一七二頁（一九七六年、文芸春秋）。
- (7) 清張資料I一七七頁。
- (8) 清張資料I一八七頁。
- (9) 清張資料I一七八頁。
- (10) 本庄繁『本庄日記』二七六頁（一九六七年、原書房）。
- (11) 本庄・前掲二七八頁。
- (12) 句坂資料II六二三頁。
- (13) 清張資料I一七八頁。
- (14) 清張資料I一七九頁。
- (15) 清張資料I一八〇頁。
- (16) 清張資料I一六三頁掲記の、戒厳司令部調「出動人馬一覽表」による。
- (17) 清張資料I一八三頁掲記の「戒作命第一四号ニ関スル指示事項」「戒後命第一号」、一八四頁掲記の「戒作命第一四号ノ

七、「一八五頁掲記の「同号ノ八」による。

- (18) 清張資料 I 「一八五頁」。
- (19) 福本亀治『兵に告ぐ』一七二頁以下（大和書房、一九五四年）。
- (20) 河野司編『二・二六事件 獄中手記遺書』二七七頁（一九七二年、河出書房新社）。なお、野中自決の真相については、井出大佐の書簡と野中の遺書に基づいて精緻な推論を述べた、河野司『私の二・二六事件』八一頁以下（一九七六年、河出書房新社）が参考となる。